

平成26年9月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

17番	伊藤正信	18番	大原功
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書 記	浅野 克教
書 記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） おはようございます。

私は、通告に従いまして質問したいと思います。

まず最初に、今年8月に発生しました広島市のゲリラ豪雨による土砂崩れは大変大きな犠牲者を出しました。この被害に遭われた方々に対し、深く哀悼の意を表します。

では、始めさせていただきます。

1点目は、防災対策についてであります。特に、南海トラフ対応について質問いたしたいと思っております。

昔から、災いは忘れたころにやってくるということわざがございます。最近では、災いは毎年やってくると変わってまいりました。今年も台風11号のほか、たくさんの台風が日本に來襲し、各地で大きな被害が発生しております。また、日本各地では異常気象による集中豪雨、ゲリラ豪雨が多発し、日本各地に土砂崩れや浸水被害が起きております。

また、この地方は、南海トラフ地震の発生の危険性が高い地域でもあります。我々が住んでいる濃尾平野は海拔ゼロメートル以下で、大きな河川、木曾川、長良川、揖斐川が運んできた土砂が堆積してできた沖積土であり、大変低い土地でもあります。濃尾平野のゼロメートル地帯の面積は274平方キロメートルで、海部津島、名古屋西部、桑名、海津等であります。

私は、地震を想定して避難のシナリオをつくってみました。南海トラフ地震でマグニチュード9の地震が発生したと想定します。この地方は震度6強の地震でありました。我が家は木曾川から2キロ離れたところにあります。家にいましたら、「ドン」という大きな音とともに激しい横揺れで居間を駆け回りました。長い揺れがおさまり、家族が互いに無事である

ことを確かめていると、ふすまの間から水が流れ込んでまいりました。原因は、堤防のコンクリートで詰まった土が強い揺れで液状化し、堤防ごと沈み込んだということでした。

この地方は、地表より川底が高い天井川で、滝のように水が流れ落ちていました。早く避難しないとと思い、家族で冠水した道路に沿って避難所まで向かいました。野外では、防災無線が聞こえてまいりました。「伊勢湾岸に1時間後に津波が到達。高さは2メートル。海抜が低いこの集落に押し寄せる危険性もあります」、近くの学校まで膝節までつかってようやく避難しました。これが私の避難する経路であります。

名古屋大学の減災連携センターの中井准教授のコメントが中日新聞に載っておりました。海拔ゼロメートル地帯では、地震の大きな揺れに見舞われると、地盤が液状化し、河川が沈み込むように決壊するおそれがある。津波より先に、地震の揺れが続いているうちに浸水が始まる可能性がある。堤防が機能しなくなれば、あっという間に水があふれ、市街地や住宅地に流れ込みます。

また、堤防が壊れれば、無尽蔵に水が流れ込み、高所避難が長期化します。すぐに援助が来ない可能性があるので、非常用の食料や飲料の確保が必要であるというコメントでありました。

では、質問いたします。

地震対策についてということでございます。南海トラフ地震の想定が地震被害だけで計画が策定されておりますが、地震被害プラス水害の可能性が高いのであれば、弥富市防災計画見直す必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

横井議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

その前に、横井議員もお話がございましたように、3週間になるわけでございますが、広島市のゲリラ豪雨に伴う土砂災害は多くの人の命を奪い、いまだ行方がわからない方もあるわけでございます。この場をかりまして、お亡くなりになった方に対し心から御冥福と、そして今回災害に遭われた皆さんに対してお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

また、5月30日には愛知県の防災局から南海トラフ巨大地震の被害想定というのが、それぞれの自治体において被害予測が公表されたわけでございますが、昨日もいろいろとお話をさせていただいておりますけれども、想定外というか、想定を絶するような被害予測でございます。改めて、これから防災・減災に対してどう取り組んでいくかということについて、大きな課題として受けとめておるところでございます。

私どもの弥富市の地域防災計画は、第1編が風水害、原子力等災害対策計画という形で第

1編となっております。そして、第2編が地震災害計画という形でございます、風水害と地震対策が別個に書かれているというような状況ではありますけれども、基本的には自然災害対策という形でございます。

そして、この地域防災計画は、愛知県の毎年行われます防災計画において、その修正を加えていくということになれば、市の防災会議で承認をいただいて修正を加えておるところでございます。

ことは5月13日に防災会議を開催し、いわゆる県の防災会議の見直しをさせていただいたところがございますが、その直後、5月30日にいわゆる南海トラフ巨大地震の被害想定が矢継ぎ早に防災局から出たわけでございますので、今、そのことも折り込んだ中で地域防災計画を見直しておるところでございます。そういった意味では、来年の3月までに見直しをさせていただくという形で御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、今年度中に全戸配付させていただきますけれども、市の防災ガイドブックというもの全戸に配付させていただきます。これは、自然災害に対してどう向き合っていくかということに対して、自助・共助というところについても記していきたい、あるいは防災・減災に対するそれぞれの取り組みについても考えていきたい、また県のほうから発表された想定を外するような被害に対しても、しっかり折り込んでいきたいというふうに考えております。全戸配付をさせていただきますので、熟読をお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に、避難に対する初期のころで、健常者であれば、避難所を目指し、道路の冠水の中を歩くことができます。緊急避難マップを6月議会で早急に出すという回答が得られており、すぐ実施されると思います。それを確認し、避難行動を起こす必要があると思います。

しかし、道路が冠水しているのであれば、高齢者、障がい者、乳児その他の配慮を要する者の避難行動要支援者は避難することが難しいと思います。ここでは地域の防災組織の方々に避難誘導をお願いするしかないと思います。

地域の防災組織の方々は、避難行動支援者名簿、こういうものはなく、自分の地域にどこに誰が住んでみえるかということもわからない状態であります。この名簿を活用するには守秘義務も発生するので、早急に地震防災連絡会議、仮称でございますけれども、こういう組織をつくり、自主防災の代表を集め、研修会、連絡会を行い、行動の意思統一を行うべきではないかと思うが、どうでしょうか。

また、自主防災組織のないところについては、早急に地域で自主防災組織をつくっていただく必要があると思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主防災組織の全体会につきましては、ことし1月に講演会を兼ねて合同会議を開きました。今年度も合同会議を計画してまいりたいと思っております。

また、自主防災組織の結成につきましては、今年度に入り馬ヶ地地区、三好地区において結成していただき、現在55団体となっております。未結成地区につきましては、地元の区長さんの協力をいただきまして、結成していただけるようお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、1月に会議を開いたということでございます。これは組織ということじゃなくて、一応そういう研修を開いたということでもありますね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 講演会をまず開きまして、その後で自主防災会議の役員さんにそれぞれの自主防災会議の現状とか問題点をみんなで話し合っていたというような内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、そういうことも大事であると思うんですけども、やっぱり自主防災がとられる行動、マニュアル等もあわせて行う。何をやっていいかということから、まず疑問が生ずると思うんです。ですので、第一にこういうことが発生したら、すぐこういうことをやるとかいうことを統一的に行ったほうがいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 各地区におきまして、それぞれ状況の違いもございまして。ですので、完全に同じような形のものがないかもわかりませんが、統一できるところについては統一したらどうかということも提案していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に行きます。

避難所は、道路が冠水した場合、市民の方々の救援物資を輸送する手段がなく、舟に頼るしかないと思ひます。舟の確保は大丈夫でしょうか。また、各避難所の避難民の必要物資の確保は十分でしょうか。また、給水施設につきましても避難所から離れた場所にあるが、どうされるのでしょうか。

私は、学校等の大きな避難施設には、連絡用のゴムボートを二、三個確保する必要があると思ひます。平成25年度、ことしの決算で物品の欄で出てきます、救援用ボートが20隻あり

ます。これがどこで保管され、どのように誰が利用するのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つ、昨今、白鳥で防災訓練が行われましたが、救援ボートの組み立て等、消防団員6人で行っておりました。これは大変難しい。また、そのボートを活用するのも大変難しいのではないかと私は思いました。ですので、私は避難用の連絡ボート、こういうものを設置したほうが簡易的で扱いやすいと思った次第であります。

また、非常時に備え、職員の舟の操作を研修すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難所周辺の道路などが冠水した場合には、その冠水した状況を判断し、適切な方法で物資や資機材を搬送する必要があるとございます。

まず、御質問の船艇の保管場所についてでございますが、折り畳み式のアルミボートにつきまして、数を述べたいと思っております。

まず、白鳥小学校に3個、白鳥コミュニティセンターに1個、総合福祉センターに4個、中山防災倉庫に4個、大藤小学校に4個、栄南小学校に3個、十四山中学校に1個ということで、折り畳みアルミボートにつきましては各地区に合計20艇配置しております。

また、ゴムボートにつきましては総合福祉センターに1艇、南部地区防災センターに2艇配置しております。

避難者や物資の給水施設を利用することなどのためにも、各施設にゴムボートが必要ではないかとの御質問ですが、すぐに配備することは難しいので、まずは現在保有している舟艇等の配備計画の見直しを考えてまいりたいと思います。

船艇の使用方法につきましては、今、議員のほうからお話ございましたように、本年度白鳥学区の防災訓練で消防団による船艇組み立て訓練が実施されました。このような機会に船艇の作成方法など経験していただけるとよいかと考えております。

また、職員の舟の操作の研修につきましては、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長からも答弁がありましたけれども、この船艇は、大きな川やそういうところで使うのは使いやすいですけれども、ただ、避難所とか、ああいうところで使うというのは大変難しいことだと思います。エンジンも多分この辺ではつけられないと思うんですよ。川やああいうところはいいですよ。ですので、もうちょっと使いやすいやつを考えていただいたほうが僕はいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほども答弁しましたように、そういったこともあろうかと思いますが、予算の関係もございますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高次君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 防災にかかわることですので、最優先で予算計上をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

毎年、開発部が排水訓練を行っております。排水器具は役所の東の倉庫に保管してあります。災害に備え、建設業協力会と協力し、筏川に排水機器を取りつけ、排水訓練を行っております。地震により道路が冠水した場合、重機による輸送手段が難しく、今の保管位置では冠水する危険性も十分あります。

この排水機は相当な機能があると思いますが、この排水機の能力はどのくらいあるのでしょうか。また、大事な排水機であるので、保管庫を水が入らない高台に移したほうがいいのではないかと思います。お尋ねします。

○議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在農政課で管理しております水中ポンプ、それから発電機、操作盤につきましては、議員御指摘のように市役所の附属施設の1階の倉庫に保管しております。冠水等を考慮いたしますと、高台に保管するのが最適ではございますが、市内では適切な場所がございませんので、今後、新庁舎が完成した折には庁舎の2階に保管する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、排水能力でございますが、水中ポンプは現在4台ございまして、1台の口径が300ミリで、1台当たり1分間に10トン排水する能力がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは大事なことですので、今、可能性があると言われるのであれば、少し上げるとか、何か工夫をされたほうが僕はいいと思いますが、どうでしょうか。今の保管場所ですね。

○議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今の附属施設の現状を鑑みまして、下に鉄骨等を置くなり考えて、余裕があれば検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高次君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひとも検討する必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。

この地方の防災の基本は排水対策であります。この地方のように、海拔ゼロメートル以下

のところでは自然排水はできず、強制排水で行うしか方法がございません。

その排水は、弥富市の中部地区、北部地区は孫宝排水土地改良区が行っております。過去から土地改良区に頼っている現状であります。

その排水の維持経費は、農家の水田面積割負担と県・市の補助金で行っております。最近特に米の販売価格は安くなり、水道の米の必要経費のほうが多くなっており、稲作農家は赤字経営であります。水稻作付期間も5月から10月までの約6カ月であり、残す期間は稲作とは関係ない期間であります。

また、面積比率では、水田とその他学校、宅地、道路など面積を比較した場合、水田以外の面積のほうが数段多く、市はもっと排水機の維持経費の防災面からも考慮すべきではないかと思うが、どうでしょうか。

参考に、孫宝地域の水田面積は775ヘクタールであります。畑が114ヘクタール、計で889ヘクタールであります。流域面積は2,156ヘクタール、旧弥富地区は896ヘクタール、旧佐屋地区が635ヘクタール、旧十四山地区が625ヘクタールということで、比率からいくと1対42でございます。ぜひともお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在の排水機の維持管理につきましては、施設管理者であります土地改良区が行っていただいております。排水機は農地の排水のみではなく、宅地や公共施設等を含めた流域一帯の排水を担っております。市民の安全・安心な暮らしを守る極めて公共性の高い施設だというふうに思っております。このため、排水機の維持管理費でございますが、県の補助事業であります排水機維持管理事業、補助率は4分の3以内、約75%以内ということになっておりまして、これが対象になり、県の補助残分の経費につきましては全額市が土地改良区に対して補助しておる状況でございます。

また、本市では、こういった状況を鑑みまして、かなりの支出をしておりますので、県営湛水防除事業等により整備されました排水機、現在10機場のポンプが23台ございます。設置されておりますので、全域が海拔ゼロメートル以下の地域でございますので、排水は当然望めません。全て機械排水に頼らざるを得ない地域であることから、農業用のみならず、災害対策としてもこれらの排水機場が大変重要な役割を担っております。

こうした状況の中で、排水機維持管理費の市の負担額が大きいため、全国一律の算定方式ではなくて、地域の実情を考慮していただいて全額交付税措置を要望しておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に追加答弁させていただきます。

私ども海部地域7市町村におきましては、その排水機場に数というのはべらぼうな数があ

るわけであります。議員おっしゃるように、排水機のみ頼らないと自然勾配ができないということです。

そして、愛知県市長会のところで、私も県のほうへ要望させていただきました。排水機の維持管理が、県のほうからは4分の3以内でございますけれども、実際には50%強ぐらいしか補助率がないという形でございます。その限度額に対する補助率を強く要望するという中で要望させていただいているわけでございます。海部地域全体で非常に大きな排水機の維持管理費がかかっておることも事実でございますので、また議員各位にもよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われた交付税措置というのはどういう意味なんですか。ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市には排水機の維持管理費の負担額ということで、25年度の予算ベースにおいて特別交付税の算定見込みがあるということで交付税をいただいております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 特別交付税のことですね。それは無理ですわ。今、東北のほうへみんな行っていますもん。それは無理だと思いますよ。

ある程度市のほうも、稲作農家は大変今困っておる現状ですので、もう少し目をあいていただきたいということでございます。

では、次に移ります。

現在発生している異常気象も、南海トラフ地震と多少の関連があるのではないかと私は考えております。

南海トラフ地震はいつ発生するかわかりません。現在の市役所は、震度6以上の地震に耐えられないという説明がありました。一刻も早く災害本部となるべき新庁舎を建設する必要があります。

現在の庁舎で震度6以上の地震が発生したと想定しますと、地震の際に庁舎内に見える市民の方々や職員等はどのように避難するのか、どのような場所に避難するのか、また市民の避難誘導をどのようにされるのか、施設管理者にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 市役所の防災訓練についてお答えさせていただきます。

毎年、海部南部消防署の指導のもと、市民ホール、図書館、保健センターについては市民

の皆さんの御協力をいただき、火災を想定した非常通報訓練、避難訓練、初期消火訓練を行っております。

ことは初めての試みではございますが、9月19日に南海トラフ巨大地震の発生、津波を想定いたしまして、海部南部消防署、蟹江警察署の御協力をいただき、市役所の防災訓練を実施いたします。訓練の内容は、シェイクアウト訓練、これは一斉防災行動訓練と申します。それから避難誘導訓練、情報収集訓練、救護・救助訓練でございます。来庁されている市民の皆様には、強制はいたしません、避難誘導訓練への参加、御協力をお願いする計画でございます。

今後とも職員が訓練を通して、いざ有事の際に落ちついて適切な誘導ができるよう努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕はその訓練のことを聞いたわけではなくて、どこへどのようにというあれで聞かせていただいたんですけど、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 避難誘導の先についてお答えさせていただきます。

まず、地震が参りますと、大変揺れがおさまるまで危険でございますので、シェイクアウト訓練と申しまして、その場所にかがむ、それから頭を守る、動かない等のことを市民の皆様にも来庁された方には行っていただき、そしてまず市役所の外に誘導させていただきます。それから津波の危険性がございますので、津波を想定しまして、市民ホールまで誘導させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、施設管理長のほうが外へという話でございましたけれども、まだ耐震性がある施設があると思います。例えば図書館と、また例えば総務部、あれはこっちと建てられた時代が違うので、多少耐震性はあると思うんですけども、そういうところへまず避難していただくべきではないだろうかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 本庁舎の建物につきましては、I s 値を0.3割るところがございまして、大変危険ではございます。

しかし、全て倒壊した想定ではございませんが、まだ建物がそれなりに建っている、市民の皆様にはおけがされる方がもしかしてあるかもわかりませんが、そういう方々を職員は救助し、外へまず避難する。それから、津波が到達するまでには時間がございまして、その方々を外へ搬出した後には、また市民ホールまで安全に誘導する、このような計画を持って、このたびの消防訓練を実施させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） そういう訓練も今回初めてですね。徐々にということで、市民の安全を考えた訓練をやっていたきたいと思います。

では、次に移ります。

先ほども市長のほうからお話がありましたように、愛知県は平成26年9月30日にマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震の被害について調査結果を発表しました。それは、国の想定より死者数が6,000人ふえ、最大2万9,000人の想定であります。そのふえた原因としましては、海岸や河川の堤防の沈下による浸水により死者数が大きく想定されたことでした。

また、この海部地方では、地震によって河川の越流や海水の流入で一帯が浸水し、その後来襲する津波や火災から逃げおくれが多発し、倒壊家屋などの救援も進まないという破局的な愛知県の南海トラフのシナリオでした。

そこで、避難所についてお尋ねしたいと思います。

6月議会の一般質問である議員からの提案で、東名阪高速道路弥富インターチェンジの隣地に高台の避難所を兼ねたスポーツグラウンドを要望されたことについて、私も大変賛成であります。

この地方が災害に遭ったときは、必ず水害を伴います。高速道路には地震に対する耐震性もあり、救援物資を輸送するには最適であります。通常はグラウンドまたは道の駅として使用し、災害時は避難所となる。また、最近、きのうもお話でしたが、リニア新幹線の工事が始まると聞いております。その掘削土は何百万立米と出ます。これを利用し、避難施設の埋立工事を実現すれば、経費は安く済むと思います。こんな最適な避難所はありません。避難施設が実現するとすれば、我々西中地集落もインター周辺でありますので、各方面で協力を関係者に呼びかけさせていただきます。

市民の最適なる避難所確保をぜひお願いしたいが、どうでしょうか。市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

弥富インターチェンジの隣接地に避難所を兼ねたスポーツグラウンドというような御要望でございますけれども、これはかねてから三宮議員からもお話をいただいているところでございますけれども、今、高速道路に対する一時的な避難ということにつきましては、今までは各自治体がそれぞれNEXCO中日本のほうに要望を申し上げておりました。

しかし、各自治体ではやはりなかなかパワーも出ないというような状況から、私ども海部地域の7市町村が一緒になってNEXCO中日本に要望書を提出することになりました。そ

して、同時に県の防災局も一緒になってこの考え方に御賛同いただきたいという形で今進めておるところでございます。

今後の予定といたしましては、10月の上旬をめどに7市町村がNEXCO中日本に要請し、愛知県防災局局長もその場に賛同していただくように今計画をしているところでございます。そういった形の中で、一自治体が高速道路に対する利用ということから一步前に進むだろうというふうに思っております。

そして、NEXCO中日本におきましては、基本的には前段階としては、我々の要請に対しては受けとめていこうというふうにもいただいておりますので、ぜひその実現をこの10月の上旬にはしていきたいというふうに思っております。

そして、スポーツ施設ということについては否定をするわけではございませんが、現在、前ヶ平地区に農業技術センターが3万2,000平米という形の中であるわけでございますけれども、これはあくまでも計画という段階でお聞きをいただきたいわけでございますけれども、この技術センターが今年度で県のほうは廃止していくという形で考えておみえになるようでございます。そして、その機能につきましては、長久手の技術センターであるとか県民センターのほうへ移行していくということでございますが、その後は、蟹江警察署の建てかえが決まりましたので、いわゆる仮設の蟹江警察が今の技術センターの跡地にできるというふうに伺っております。

そして、その後は、蟹江の警察署ができた場合には、今のところに戻るわけでありましてけれども、その後は前ヶ平の技術センターは盛り土をして、いわゆる命の丘としてかさ上げをしたグラウンドという形で、一時的な避難も含めた多目的なグラウンドにしていきたいという計画をお持ちのようでございます。

そうした形の中においては、そのグラウンドが非常に広域の中においてスポーツ等で使用できるような状況というものを、我々も要望してまいりたいというふうに思っておりますので、そのような計画とあわせて、我々は弥富インターの近くの計画について考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長が今グラウンドということですが、私は道の駅としても、この前話が出ていましたが、弥富インターの近くでつくるというのも一つ方法ではないかと思うんですけど、これは要望させていただきます。今後も災害について、いろいろな角度から市民のために意見・要望をさせていただきます。

では、次に移ります。

都市公園の施設についてであります。身近にある公園等についてお尋ねします。

弥富市は、都市公園、都市緑地、公園以外の緑地、子供の遊び場等たくさんあります。

また、各地で子供が遊具による事故が起きたとよくマスコミ等で報道されております。それはほとんどが腐食等の遊具の欠陥によるもので、自治体の管理責任を問われる事例が多くあります。

では、質問させていただきます。

市の都市公園、都市緑地、公園以外の緑地の子供の遊び場等の箇所数と面積はどのくらいあるのでしょうか。それはどこの課が管理しているのでしょうか。

市民からは、どこが公園か、どこが遊び場か、どこが緑地かという区別ははっきりわかりません。また、何か連絡しようとする、どこに連絡していいのかわかりません。よく似た公園・緑地を管理する課が違ふとすれば、行政の縦割りであると思っております。公園管理及び公園施設管理は同じようなものである、同一課で管理運営したほうが合理的であると思っておりますが、どうでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、市の都市公園、都市緑地、公園以外の緑地、子供の遊び場の箇所数と面積はどれくらいか、これらを管理する課はどこかという御質問に対する答弁でございますが、まず公園につきましては、下水道課の管理が1カ所、面積687平方メートル、農政課の管理が2カ所、面積15万5,600平方メートル、商工観光課の管理が1カ所、面積1,260平方メートル、都市計画課の管理が24カ所、面積14万8,972平方メートルでございます。

次に、児童課が管理しております子供の遊び場につきましては29カ所、面積4万3,677平方メートルでございます。

次に、市民からはどこが公園か、遊び場か、緑地の区別がわからないので、何か連絡しようとする、どの課に連絡したらよいかかわからない。公園管理及び公園施設管理は同じようなものである、同一課で管理したほうが合理的であるという質問に対する答弁でございますが、現在の庁舎では、構造上関係部署の集中配置が望めないことなどによりまして、市民の皆様が行政サービスを求めて庁内を移動していただいているのが現状でございます。

現在、新庁舎での業務開始にあわせて、行政を取り巻く環境の変化や行政ニーズに的確に対応し、将来を見据えたまちづくりに向けてより機能的・効果的な執行体制にするために、大規模な行政組織再編と住民視点の総合窓口サービスを実現するための検討を進めております。この組織再編の中で、仮称ではございますが公園緑地グループというものを設置いたしまして、全ての公園管理業務を行う計画であります。

また、ワンストップ型総合窓口の開設では、便利、優しい、わかりやすい、早い窓口という市民本位の視点に立って、統合化の検討を進めております。高齢者や市役所にふなれな方

が便利で負担が少ない、目的が早く達成できることを心がけ、行きたい窓口がすぐわかるサイン表示や案内カウンターを配置する計画であります。

今後とも議員、市民の皆様の御意見・御要望をいただきながら、新庁舎づくりをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 早急に、同じような公園管理をする課であれば、一つでやったほうがいろいろと利便性があると私は思う所存でございます。

ぜひとも実現していただきたいと思う次第であります。

では次に、公園施設の遊具等の管理についてお尋ねします。

まず、新聞である市の事例を挙げます。新聞によると、I市は都市公園の施設や設備の健全度判定を行いました。公園内の施設や設備ごとにAからDの4段階で判定しました。Aが全体的に健全、Bは全体的に健全だが部分的劣化が進行、Cは全体的に劣化が進行、Dは全体的に顕著な劣化、重大事故につながるということであります。

これは国土交通省の指針案に基づいて、階段、ベンチ、遊具など施設や設備に分け、施設の劣化や損傷のぐあいを調べたものであります。Aは全体の14%、Bは全体の77%、Cは全体の7%、Dは全体の2%でありました。D判定は全体的に劣化であり、重大事故につながるため、ベンチ等休養施設、フェンス等管理施設、滑り台等の遊具施設がありました。D判定は施設や設備を使用禁止にした上、交換や撤去作業を行いましたとあります。

では、質問させていただきます。

弥富市は、国土交通省の指針に基づいた公園の施設や設備の健全度判定を行ったことはありますか。あるのであれば、AからDの検査結果を教えてくださいと思います。実施していない場合は、すぐにでも実施すべきであるし、それに基づいた修繕計画を立てなければならないと思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずは、子供の遊び場についてお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、都市公園の指針を反映した点検を行っておりますけれども、AからDというような形の分け方はしておりません。その中で、危険で補修を要すると判断されたものはありません。なお、今はよいが、一、二年以内に補修したほうがよいとされたものが16.5%ございました。その他は安全と判定されております。

今後も点検結果を確認しながら、計画的な適切な補修をまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 都市公園について御報告させていただきます。

平成25年度及び26年度におきまして、国土交通省が作成いたしました都市公園における遊具の安全確保に関する指針に沿いまして、日本公園施設協会が策定いたしました遊具の安全に関する基準に基づきまして、市内16カ所の都市公園について実施をしております。

判定結果でございますが、点検いたしました81基の遊具のうち、健全であり修繕の必要のないA判定でございますが、ございませんでした。次に、部分修繕が必要なB判定でございますが、これにつきましては39基。重要な箇所の部分修繕が必要というC判定でございますが、42基ございました。大規模修繕または破棄更新が必要なD判定でございますが、これにつきましてはございませんでした。随時、危険度が高いものより一時的な使用中止の措置をとりながら修繕し、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、今後は公園施設長寿命化計画を作成いたしまして、公園施設に係るトータルコストの低減や安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われましたのは遊具だけですね。施設はやってないということですね。だから、施設もやるべきであると私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 施設につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 公園は絶対安全でなければならない施設であると思います。また、子供が安全に遊べるところが地域には絶対必要になります。

今後も私は行政の合理的な流れに沿ったことに視点を置いて、いろいろ意見を述べさせていただきます。きょうはこれで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。

私は、二元代表制度上の地方議会は、市長も議員も住民の代表として、市の施策や行動、

そして予算の適正化を違う立場から注視し、住民福祉の向上と地域の発展のために、間違っただけに進まないようにすることが重要な仕事だと思っております。つまり、地方議会の議員である私は、市長との間での思いとは関係なく、市民のために何がよく何が悪いのかを重視することを職務であると認識し、これから通告に従って質問します。

私が弥富市議会に参加させていただく前から既に、市の将来の方向性を決める重要な施策である弥富市総合計画の前期計画、二元代表制を明確にした弥富市市議会基本条例などは作成されておりました。弥富市議会は、その基本条例に基づき、現在、総合計画の経緯の報告を受け、その審議をしております。その中で、計画から予算、執行までの道筋がおかしく、責任の所在がはっきりしてないのではないかを明確にし、疑問点・矛盾点を交えて指摘し、一般の市民が新しく家を建てる手順と比較しながら、しつこく質問をさせていただきます。後半は、医療機関の情報化についての問題点・課題を克服するには他市町村との協働が必要になることを理解し、今後の行政改革に参考になればと思っております。

計画から予算、執行までの道筋。それでは始めます。

皆さん、新しく家を建てるとして、その手順を考えてみてください。まず、一番大切なことは、総額で幾らまでなら出せるかを試算し、予算を決定します。一般的には住宅ローンを組むこととなりますが、住宅ローンは収入などによって借入限度額が決まり、生涯設計の中で毎月の返済額が幾らなら返していけるかをしっかりと考えないといけません。

次に、家を建てる際の依頼先探しです。展示場に行く前に、この展示場のサイトを参考に、どのような依頼先があるのかをしっかりと知った上で見学に行き、建物のプランと概算見積もりを検討しながら、気になった住宅会社が見つかったら家のプラン作成を依頼し、敷地の広さや勾配、接する道路の幅や長さなどの土地の現況調査を行い、敷地の正確な大きさや法的規制の有無などを確認する敷地調査から実現可能な家のプランを、多くの大手ハウスメーカーの場合、無料で作成できます。普通は構想にお金をかけないのが常識であります。そして、業者の説明や見積価格などをうのみにせず、同じような間取りで幾つかの住宅会社でも見積もりしてもらい、価格を比較して依頼先の仮決定をします。一方、弥富市総合計画の業務委託依頼先が、どうも予算化する前に既に決まっていたようです。

それから、納得して家づくりを依頼できそうな住宅会社が見つければ、今度は本格的なプランの打ち合わせをするために設計申し込みを行い、ここで初めて費用が発生します。しかし、まだ実際に契約を交わしたわけではありませんので、この時点で合わないなどということがあれば、支払い金額は設計の実働費と考えて解約することも可能でしょう。その後の経過として、地盤調査、プランの詳細打ち合わせ、仕様の決定と最終見積もり、本契約、建築確認申請、解体工事、地鎮祭、着工、完成、引き渡し、ローン実行、登記をいたします。

皆様は家を建てるときは、生涯の予測である生涯設計を考えて、このようにしっかりと、

無駄金を使わないように、進め方、手順を踏まえると思います。一方、弥富市総合計画は、構想段階にもかかわらず、一般の家を建てる費用以上の額を外部委託費用にかけられてしまっており、つまり、一般の常識として、構想を具現化するのに経費を使うはずが、構想さえも全て業者任せにするのはいかがなものですか。

したがって、平成24年度には職員数343人、人件費17億8,633万円ほどもある規模である法人の事業計画であるこの総合計画が、いかに現状の問題、課題を先送りし、先のことを考えずに、庁内合意形成や体制整備がないまま形式的な導入を急いできたかを明確にするため、その後の経緯、道筋を考え、質問いたします。

地方財政法には、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとしております。しかし、平成19年度より駅前再開発プロジェクトが立ち上がった周辺基本計画策定を含め、弥富市総合計画から行政改革大綱、パブリックコメントなどの弥富市の方針決定にまつわる業務委託は、合併後、いつごろから始まり、今までに累計総額は幾らかかりましたか。また、今後、このようなコンサルタントのような業務委託があり、幾ら必要になると想定していますか。さきの議会の答弁ではっきりしないこともあり、改めてお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、総合計画がいつごろから始まり、今までに累計幾ら歳出したかという御質問についての答弁でございますが、この第1次弥富市総合計画策定業務委託料につきましては、まず最初に基本構想・前期基本計画を策定するときに委託をいたしました。その委託料の金額でございますが、平成18年度に467万2,500円、平成19年度に536万5,500円、次に平成20年度に594万3,000円でございます。

次に、後期基本計画を策定したときの委託料でございますが、平成24年度に348万9,570円、平成25年度に584万100円、総計いたしますと2,531万670円でございます。

次に、今後どのような業務委託が発生し、幾ら必要になるのか想定していますかという御質問に対する答弁でございますが、新たにプロジェクト等を立ち上げる場合、豊富な専門知識を有し、客観的に現状業務を観察して現状を認識し、問題点を指摘し、原因を分析し、対策案を示してプロジェクト事業の遂行を助けてもらうこととして、コンサルティングの委託費用は必要であると考えております。

現在、市の事務事業において、具体的にどの事務事業の委託が発生し、費用負担がどのようになるかについては想定しておりません。市として委託に関しての基本的な考え方として、市が実施する事務事業のうち、具体的な実施を委ねることにより、市民、NPOとの協働による自治の振興、民間のノウハウ等の活用によるサービスの向上、コスト削減、雇用・就労の創出が図られるものについては外部委託を進めてまいります。このために、民間にできる

ことはできる限り民間に委ねることを原則として、効率性や専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、積極的に外部委託を推進してまいります。

なお、行政改革大綱の策定につきましては、コンサルティング委託はいたしておりません。職員のほうで策定させていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それに弥富駅整備計画もプラスして、あとパブリックコメントもあると思うんですが、それは外部委託してないんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、私のほうでは、総合計画の策定業務委託料について答弁させていただきますが、この総合計画の策定業務の中に、総合計画策定に係るパブリックコメントの費用は、この中に入っております。

○2番（川瀬知之君） 駅整備計画もプラスですよ、これ。

○総務部長（佐藤勝義君） 駅の整備計画の策定業務委託料につきましては、この弥富市総合計画の基本構想・前期基本計画、これとは別に別途委託をしておりますので……。

○2番（川瀬知之君） それはお幾らですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、駅整備計画につきましてはの事業費委託でございますが、平成22年度には弥富駅周辺整備基本構想策定業務費といたしまして756万円、平成23年度には弥富駅周辺整備基本構想補完業務といたしまして735万円、平成24年度には弥富駅基本計画策定業務費といたしまして708万7,500円、累計といたしまして2,199万7,500円を支出しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） その時期に同時にそういうことが始まって、大体5,000万ぐらいになりますよね、それも入れると。別ではないですよ。一緒にやっていると思うんですよ。大体五、六千万になりますよね、いろんなことを含めると。私も調べてやっていたから、それが削って説明されたと思っているんですけど、大体五、六千万はかかっていますよね。

株式会社ぎょうせい総合研究所は、各地地方自治の振興に寄与する自治体向け調査・研究のための数々のパッケージソリューションを提供しています。ちなみに、市町村合併、総合まちづくり、行財政、健康福祉、男女共同参画、少子化対策、環境、教育・文化・スポーツ、産業、NPO、社会都市基盤、各種住民満足度調査、地域評価調査、本市は全ての提供を受けるおつもりではないですか。庁内の職員は理解できるのですか。これだけソリューションを同時に提供され、あれもこれも手をつけてしまい、庁内の職員に浸透できますか。実際は、これらのソリューションを取り入れても、これらに伴う市民への広報活動に職員が忙殺され、

本市に合った改良や工夫を加えずに、問題を抱えたまま効果もなく放置されてしまうのではないのでしょうか。選択・集中とは言葉だけでしょうか。

なぜなら、私がどうしてわかったかという、ごみ袋問題が発覚したときも、責任問題のはじめはしていただきましたが、事件が発覚する前に問題を把握できる組織へと変更したとか、事務処理の方法に工夫を加えたなどの具体的な改善策の報告はなかったような気がします。本市は行政改革をしようとしているのですか、疑問に思います。

また、一般のほかの多くの自治体の庁内で、主管課側が、なぜこの予算が必要なのか、どんな効果があるか、あるいは予算がなかったらどれだけ困るか、必要性、緊急性、予算の有効性、妥当性、そして説明の矛盾点など、あらゆる角度から各事業の査定作業を行っているはずですが、しかし、本市において、恐らく少なくともこの件のような業務委託では、なぜこの予算が必要なのか、どんな効果があるのかの資料を全て業者任せにし、このような機能が働かなかったのではないかと思います、次の質問をします。

予算の編成上、地方財政法には、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。にもかかわらず、さきの議会で、駅整備計画の凍結の理由としては、新庁舎建設事業や白鳥保育所建設事業などのような投資的な経費の増加、合併算定がえ終了による交付税の減少により、将来、財源不足になると答弁しておりますが、弥富市総合計画前期基本計画を策定する際に、どうしてこのような事業をあらかじめ想定できなかったのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 総合計画とは、弥富市が進むべきまちづくりの方向を見定めて、それに向かって取り組んでいくための指針です。まちづくりの最も基本となる計画ともいえるもので、その地域における行政運営の長期的な指針となる市政運営の基本となる計画のことです。しかしながら、毎年その時々々の財政状況を踏まえ予算額の査定が行われ、総合計画の基本構想、基本計画の掲載事業が全て予算措置されるわけではございません。このために、財政的な裏づけを持った実施計画を策定し、具体的な実施事業につきましては実施計画の中で定め、毎年見直しを行っていくこととしており、社会経済情勢の変化などによる実施事業の変更は発生することもあります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 行政のプロ集団であるのに、つまり数年先も正確に予測できる力がないのに、多額の投資をしてまでも構想を市民に公表したのではないのでしょうか。自治体を広域することによって行政財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的とした平成11年度から政府主導で行われた平成の市町村大合併で合併した自治体のほとんどは、合併のスケールメリットとして、行政の効率化によって生み出される財源を選択と集中によ

り、新たな地域づくりや産業振興のために重点的に投資することが可能となりました。

弥富市は、財政規模の拡大によって重点的な投資が可能となり、新庁舎建設を検討するのは当然の成り行きですが、合併直後に弥富市が新庁舎改築を盛り込まずに、弥富市総合計画前期基本計画を策定するのはおかしい。

また、合併時には、施設の効果的配置を考えて、住民の生活行動圏に即した広域的な視点から公共施設を計画的かつ効率的に配置することを要求されますが、合併直前から白鳥保育所建設事業が検討されなかったのは少しおかしいのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。

自由通路整備に伴い、JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の道路の強化やバリアフリー化により利便性の高い都市活動の核となり、人や自転車、車の流れが変わり、駅前の鉄道周辺地域が安全性の向上と商業機能の再生が期待されるという曖昧な見込みで、平成23年度には弥富駅周辺整備基本計画を策定して、次の年には弥富駅周辺の基本計画の業務の委託費に、先ほど言われました累計2,199万7,500円もの歳費を費やしてしまった後、駅整備計画を凍結することになりましたが、今後、将来、周辺の社会情勢は変わってしまうのに、この業務委託がどのように生かせるのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

その前に、私どもの第1次総合計画であるとか、さまざまな事業案件につきましてのさまざまな委託業務であるとか、あるいはそれに伴う諸経費というのは、まちづくりをする問題と個別的な家族のうちは建てるという問題を比較していただくこと自体が非常に難しいだろうというふうに思っております。1戸のうちは建てるにも大変でしょうけれども、私ども第1次総合計画が職員の能力だけでできるものならば、そのようにもいたします。しかし、先進市町のあらゆること的狀況であるとか、あるいは社会環境であるとか、あるいは経済環境であるとか、そういったことも加味しながら、弥富市の置かれた継続的な事業ということも含めていろいろと懸案をしていかなきゃならない。そういうところにつきましては、やはり我々の能力だけではなかなか到底できるものではない。

そして、先進市町の多くのところが、それぞれが第1次総合計画であるとかいうことを立案しています。弥富町の時代もそうでありました。弥富町の時代におきましても、その総合計画に対しましては外部に対して委託をし、そしてそれを審議会、協議会にかけて、そして精査をして、その計画を組んでいくものでございます。そのことにつきましては、当初から御理解はいただいていると思いますけれども、少し個別的な案件とは違うということを明確にさせていただきたいというふうに思っております。

JR、あるいは名鉄弥富駅の周辺の整備につきましては、先ほど川瀬議員がおっしゃった

理由で、一時的な凍結をさせていただきました。当時、23年3・11東日本大震災という形の中で、その教訓から庁舎機能が必要であると、重要性があるという形の中で、現在の庁舎機能につきましては云々するまでもなく、その耐久性だとか、指令本部としての役割が果たせるかという状況の中で考えた場合、駅の橋上化についても大変大事な事業ではありますけれども、優先せざるを得なかった。その当時の橋上化に対しては、相当近く、35億という予算がかかるだろう、投資的な予算がかかるだろうという形の中で計画変更をさせていただいて、今に至っているところでございます。

今後は、皆様方にもお話をさせていただいておりますように、この鉄道の南北の地区を結ぶ手法について引き続き研究をしていきたいというふうに思っております。しかしながら、JR・名鉄という鉄道会社が交渉の相手でございますので、多くの問題がこれから発生してくるだろうというふうに思っております。

私たちは、さきに駅周辺の整備計画で委託しましたさまざまな調査項目につきましては、この南北を結ぶ通路に対して、我々としては、しっかりとこの委託した事業内容について応用していきたいというふうに思っているところでございます。

具体的には、今後、JRとの協議になりますけれども、JRが基本調査業務、あるいは概略設計というような基礎資料をつくる上において、我々としてはそういったようなものが提案できるのではないかと、あるいは社会資本総合交付事業の整備計画に対しても策定をしてみたいというふうに思っておりますので、十分御理解をいただきながら、この投資した委託した業務の内容について無駄のないように最後までしっかりと精査をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） バリアフリー化を義務づけられているのは鉄道事業者であり、どうしてあたかも市の主導でバリアフリー化を進めると市民に錯覚される説明をするのはちょっと解せないんですが、基本的には公費を無駄にってしまったのははっきりしており、庁内で問題を調査して改善策を検討していただきたいと思います。

利便性の高い都市活動の核になるなら、この都市計画が現市民に負担がないよう、駅周辺の未使用の土地の資産価値を上げ、固定資産税を自然とふやすような計画をしていれば、簡単に凍結せず、とりあえず延期になったはずで。

例えば、JR東海・名鉄と、その関係会社の土地を整理して、駅をそのまま構想マンション化すれば、2027年に東京から名古屋で開業を目指すリニア新幹線により、このマンションの資産価値はおのずと上がり、新幹線が開通するころには周辺の資産価値も上がり、さらにJR東海・名鉄駅周辺の道路整備が進めば、予測により起こり得る甚大な災害が起きる直前に、多くの市民を迅速に避難させることができるでしょう。その復興支援時においても、洪

滞に影響がない鉄道は有効で、交通の要衝である弥富市は、木曾川を水路にし、近鉄・JR・名鉄を使って近隣市町村に援助物資を運ぶのに貢献できると思われます。

次、地方財政法には、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないとしております。一般の企業の事業計画書は、自分の志を実現するための具体的な行動を示す計画書であり、計画どおり進まなければ経営が行き詰まることになり、おのずと責任をとらなければなりません。しかし、なぜ市は平成21年度から今までに、私が調べると、こういう決算書を見ると、合計すると6,035万ぐらいになるんですが、ちょっと見解が違いかもわかりませんが、多額の業務委託に費やしてしまうことが決定した後、中期財政計画・長期財政計画を公表し、将来の財政不足を説明し始め、なぜ総合計画の見直しを正当化するのか。すなわち、弥富市総合計画前期基本計画を公表する前に、継続実行可能な計画かどうか財政計画を立てながら総合計画を策定したのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 後期の基本計画につきましては、本市の特性や課題、そして時代の流れなどを的確に見きわめながら、将来、弥富市をどのようなまちにしていくのかということを総合的・体系的に取りまとめた計画書でございます。先ほどの2番のところでお答えさせていただいた内容と重なりますが、毎年、その時々々の財政状況を踏まえまして予算査定が行われ、総合計画の後期基本計画の掲載事業が全て予算措置されるわけではございません。このために、財政的な裏づけを持った実施計画を策定し、具体的な実施事業につきましては実施計画の中で定め、毎年見直しを行っていくこととしており、社会経済状況の変化などによる実施事業の変化は発生することもあります。

この総合計画の後期の基本計画の掲載事業を可能な限り財政的に裏づけ、実現できるよう、行財政改革に取り組んでいきたいと考えておりますが、結果的に計画変更となり得ることもあり得ることを御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 基本的に、第1次弥富市総合計画は、実施計画が計画期間を3年間とし、ローリング方式により実施計画を毎年度見直しを行うということですね。期間は3年間ということ。予測ができないのに、3年間で毎年見直したらどうなるのか、よく考えればわかると思うんですが。つまり、変化する社会や経済情勢を予測せず計画し、二、三年が済めば事業としては完了扱いになり、事業が頓挫しても誰も責任をとらなくてもよいと説明しております。

一方で、総合計画は基本構想・基本計画であり、基本構想は向こう10年間の計画期間、基本計画はそれぞれ5年間の計画期間として計画を定めるものであると答弁しており、この計

画において市民と協働が加わると、誰も責任をとらなくてもよいこととなります。この総合計画の指標は、平成18年度以前の総務省の指針に沿ったもので、最新の指針ではありません。弥富市総合計画が基本構想計画であるならば、総務省が提唱する今後10年間の社会変化や変化する電子自治体指標を盛り込まず、どのようにするのかを理解していない。また、デジタルデータをどのように市内に生かすかなどを想定した具体的業務改善策も考えていないようです。

一例として、カメラさん、そこを映してください。いまだにアナログのカセットテープレコーダーを使っており、今、この質問ややりとりを録音したものを業務委託により文章に置きかえ、このような弥富市議会定例会会議録を作成して市内に保管しております。皆様、このようなスマホに音声で話すと、自動的に文字に変換し、検索し始めるのは御存じですね。今では5万円くらいのノートパソコンで音声マイクを使ってライン入力でデジタル録音させれば、同じように文字変換できるし、音を検知したら自動録音するようにすることも可能です。その音声データを自動文字変換し、それを校正し、編集し、ネット配信すれば、早く市民に議事録を公表できるようになるでしょう。また、いずれこのような業務委託も必要でなくなってくると思います。

カメラさん、市職員の皆さんや荷物を映してください。資料を紙でお持ちですね。市内では、このような文章を約350人、職員一人一人が日々更新し、年間相当数の紙媒体を使用しております。よろしいですか。デジタルデータやコンテンツを保管し、事務コストなどを削減するための運用を図るペーパーレス化を進めれば、市内の書類の保管場所が減り、新庁舎もコンパクトにでき、また印刷物などの業務委託費用も減らせます。すなわち、永久にこの作業を減らし続けることができます。

さらに、電子自治体が進めば、甚大な災害時、災害対策本部や仮想弥富市を被災地以外に設置できます。すなわち、南海トラフ地震による津波は、弥富市だけを襲わず、広域的に襲ってくるのに、市内以外の市外の場所に災害対策本部を置くことも考えるべきです。

資本をかけずにペーパーレス化を市内で進めるやり方を少し検討しましょう。まず、OSに組み込まれているアプリケーション、マイクロソフト社のオフィス、アドビのアクロバットプロフェッショナルなど汎用のアプリケーションを使って、データ、コンテンツの整理と運用方法を、アクセスできる端末を制限することで安全性を高めた企業内ネットワークであるイントラネットでまず構築し、運用を目指してください。恐らく、市内の人材だけで業務改善目的のペーパーレス化は進められます。それをすることにより、市内で組織の見直し方法、電子文書の共有・保管方法、報告書・契約書・仕様書などの効率的な作成方法を検討する機会に恵まれ、将来の総務省指導の電子自治体に備えるべき人材も育てることに役立ちます。

もし市内の人材でそのようなペーパーレス化が推進できなければ、市内の職員を育てるためにコンサルタントを雇って教育してもらいましょう。そして今後、急激な少子・高齢化に伴い、年々日本の国力が低下していき、国民、市民の自立力が減少していくことが重なる中、市職員の今までの余分な広報活動、余分な報告書の作成などの単純なルーティングワークから解放していき、生活支援者がふえ続ける多様な社会の複雑な問題、課題を解決していく業務へと移行していく行政改革を行っていただければよろしいかと思えます。

次の質問をいたします。

先進市町をまねするとか、過去から実施してきた実績のある事業を継続する前例踏襲の考え方を変えていくよう本市職員の意識改革を促し、将来の社会変化、技術革新、本市の財政見通しを想定した上で、都市計画、行政改革を再考するつもりはありますか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 前段で少し答弁させていただきましたけれども、今、世の中が電子自治体になっていることは私も十分承知をしているところでございます。過去の慣習、あるいは過去のさまざまな事務事業ということについては、見直しをしていかなきゃならないという形しております。

私も弥富市におきましても、戸籍の問題であるとか市民課を中心にして、あるいは財政課も中心にして、相当なスピードで電子化をやってまいりました。そういうことが全くないというわけではございません。

しかし、市役所というのは、市民の皆様とフェース・トゥ・フェースでしっかりとお話をさせていただきながら、相手の方にしっかりと御理解もいただく、そういうことの業務というのは非常に大事なんです。全てが機械化、全てが電子化という形の、いわゆるそういった形のものではなかなか自治体の運営は参りません。そのことも十分、川瀬議員に御理解をいただいているところだと思いますけれども、いずれにしてもそういった形の中で電子自治体に対して、我々もそちらの方向へ行こうということについては努力をしてまいりたいと思っております。ケース・バイ・ケースで、その問題について取り上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

後の段につきましては、総務部長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行政改革を再考するつもりはありますかということに対する答弁でございますが、行政改革につきましては、本市の置かれている現状を認識して、職員一人一人が費用対効果を常に念頭に置いて、事業を効率的に推進していくことはもちろんのこと、事業を評価・点検し、見直しを行うとともに、次の政策、施策に反映していくことが必要であります。計画の達成ということにつきましては、行政改革には終わりはない、ゴールもな

しという自治体の課題であります。行政改革の歩みをとめることなく、引き続き事務事業の見直しを初めとして行政改革を推進していくことと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要は機械化して機械でやれと言っておるわけじゃなくて、できるだけフェース・トゥ・フェースか、愛のある1対1の、余分な事務作業を減らして、そちらのほうに向けていただければいいなと思っています。

今、テレビ中継をしているクローバーテレビさんも、アナログからデジタル放送に切りかわりましたね。録画放送はテープを使ったアナログから、直接、デジタルデータになり、編集作業がしやすくなったと思います。この弥富市議会定例会の録画デジタルデータを提供していただければ、本市ホームページを使って今の議会議事録をすぐ公表できますね。しかし、ライブネット配信や本市の行政能力の競争力をつけるために他市町村と比較するには、クローバーテレビさんに管理をお願いしたほうがよろしいですね。

本市が反省すべき点としては、同時期に合併した他市町村のまちづくり総合計画を形式的に採用し、本庁職員の理解を得ずに公表し、市民に対するマーケティング、パブリックコメント、行政改革を総合的に進めなかったことであります。すなわち、弥富市総合計画は典型的な根拠のない絵に描いた餅的な総合計画であります。したがって、このままこの弥富市総合計画を進めれば、具体性を欠く基本計画であるため、市職員は何をすればいいのか理解できず、行動は個々ばらばらになり、行政改革は進むわけがありません。さらに、庁内だけではなく市民は、この計画の理念が具体化できない抽象論だから直接的な行動は生まれにくく、市民との協働のまちづくりとして市民までも巻き込んでしまったら、弥富市発展に膨大なロスを生むこととなります。

もし、弥富市総合計画を健全化し、市の発展につなげるなら、自宅を新築するのと同じように順序を踏まえた進め方をすべきであります。第1に現状分析をし、本市の経営資源である公有財産の有効利用、庁内の業務効率化、庁内の人的資源の有効利用をし、行政改革を進める。第2に、庁内で手段、戦略に裏打ちされた具体的数値を用いたシミュレーションを行い、中期経営計画を行う。第3に、この段階でありたい姿の具現化をし、まちづくりビジョンを立て、そのビジョンと現状のギャップに課題を設定し、経営戦略を当て、そこに経営計画を数値化し、行動を促し、達成度を管理するようになってから市民に公表すべきです。今のコンサルタントも、このような段取りで行うべきことは理解しておられるでしょう。

合併のメリットとして、以前の一般質問でもお話をしましたが、まず個々の自治体が行ってきた管理業務を一つに集約することにより、職員数や経費を削減する一方、新たな行政ニーズの発生している部門に充てることができます。職員数も人口当たり少なくすることができるため、行政サービスの向上を図りつつ、人件費や経費を抑制することができるなどの行

財政の効率化を図ることができます。

次に、長期的には、行政規模拡大により生み出された財源や人員の余裕を現代においてニーズの高い都市計画、環境政策、情報化、法務など、高度に専門性を有する分野へと振り向けることにより、多様で専門的な人材を長期的に確保し、行政サービスの高度化・専門化を図ることができます。

また、計画的かつ体系的な職員研修プログラムを通じて、行政職員の政策形成能力の向上が図られるなど、行政の高度化・専門家により権限の拡大、行政能力の向上が図られます。弥富町と十四山村が合併したので、理念としてこれらのことを再認識すべきです。

次に、米国では医療費が高騰し、公的医療保険制度の破綻が避けられないため、また事務コストを削減し、医療費を削減しようと電子カルテの導入が進んでおります。しかし、日本はおくれているとされております。それを審議するためにも、他市町村の協働による医療機関の情報化について質問いたします。

まず、今の医療機関の現状の問題点を3点御紹介します。

医師の絶対的不足について。

新しい臨床研修制度により、研修医が条件のよい都市部の一般病院へ行き、医師が不足した大学は地方の派遣先から中堅医師を呼ぶ戻すことになりました。結果的に、海南病院などの地方の病院から医師が不足する事態を招くことにもなってきました。

次に、医療技術や機器の進歩による医療の高度化・複雑化とあわせて、高齢化社会における合併症を伴う手術など難易度の高い症例の増加は、医師の高い専門性と業務負荷の増大を要求し、結果的にこれらの医療を担う医師が不足する事態を招くことになり、さらに近年の医療で求められるインフォームドコンセント（十分な説明と同意）や多くの書類の必要性による事務作業の増加などによっても増大します。これは自治体も同じようになっていると思います。

このことは、医師の絶対数が変わらなくても、総労働時間に対する医師の必要数が不足するという事態が発生しているのです。新しい臨床研修制度が引き金となった地方の医師減少に加えて業務負荷の増大が起こるということは、わかりやすく言うならば、人が減って仕事がふえる状況をつくり出すことになりました。

ここに過重労働問題が発生することになるわけです。ある医師会が実施したアンケート調査によると、1週間当たり20時間以上の超過勤務をしている勤務医が29.3%に上ることが明らかになっています。週20時間以上の超過勤務は、厚生労働省の過労死認定基準を超えるものであります。過重労働問題は、医師不足だけではなく、事故の温床になるという意味でも認識すべきであります。

このような労働条例の悪化は、専門性が高い、緊急対応が必要であるなど、特に海南病院

のような急性期病院の医師で顕著であり、勤務医が疲弊する大きな要因となっています。コンビニ受診の増加などの患者のモラルの問題、訴訟件数の増加、訴訟における刑事責任の追及といったことも医師の疲弊に拍車をかけています。結果的に、勤務医はこれらの状況から身を守るために、安全な職を求めて開業医になるなどの……。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員、質問の途中ですけれども、答弁する側に質問をまとめて、もう残り時間が10分ですので、質問をまとめて答弁をさせてください。

○2番（川瀬知之君） ですから、10分でしょう。10分で要は……。

○議長（佐藤高清君） 答弁する時間を与えてください。

○2番（川瀬知之君） 時間内にやるからいいですよ。

また、訴訟に関しては、リスクの高い産科などの診療科を敬遠するという診療科偏在の原因にもなっています。これまでに記述したことが、大きな視点で捉えた勤務医の不足と医師偏在化問題の構造であります。近年では、前記に加えて、女性医師の割合がふえていることによる出産での退職、負荷の高い診療科の敬遠なども医師不足の重要な要素となっております。

さらに、フリーアクセスの問題があります。日本の医療制度では、患者がいつでもどこでも自由に医療機関を選択することができる。しかも受診回数に制限がない。自由な選択の結果、大病院や人気医師が在籍する病院に患者が集中してしまうことは容易に想像できましよう。大きい病院であればちゃんとした検査が受けられる、よい専門医がいると思われるため、診療所でも十分に対応できる患者までが大病院に流れてしまっています。

これらの医師の絶対数不足と偏在、看護師の絶対的不足、大病院の問題より、地域医療における病床閉鎖、長時間の診療待ち、たらい回しが身近に起きつつあると皆さんも感じておられると思われます。

では、問題を解決するためにも情報化の整備は不可欠なため、質問いたします。

厚生労働省の「どこでもm y 病院」構想について説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） どこでもm y 病院の構想についての御質問でございますが、これは2010年の5月に、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が公表した「どこでもm y 病院」構想について調べました。

IT戦略本部に直接確認したところ、現在、残念ながらこの構想、計画はなくなっているということでございます。その考え方は引き継がれて、学会とか民間ではそのような動きをしているといった形のことは確認しております。

内容につきましては、この構想は新たな情報通信技術戦略における医療分野の計画の一つで、自己医療・健康情報活用サービスの別名があるように、利用者向けのサービスというこ

とになっております。個人、これは患者さんでございますが、みずからの医療・健康情報を医療機関から受け取り、それをみずからが電子化し、電子的に管理・活用することを可能とするものでございます。個人主体の過去の医療・健康記録が持ち運び可能になり、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などで、いつでも提示可能な形で利用されるものというふうに聞いております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 市民の健康情報、バイタル、体重、健康、食事等を電子化し、個人の健康にかかわるさまざまな情報、電子健康記録を蓄積し、参照、活用、共有などを行うことにより、さっきスポーツを進めると言われましたものですから、市の市民の健康増進行事での事故軽減に役立てるつもりはありますか。すなわち、健康情報活用基盤の構築をどの程度進めていますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者が行う特定健診ですね、高齢者の健診も含めてでございますけれども、こういったものの健診データを電子データとして管理しております。健診をより精度の高い有効なものにするために、これを活用しておるものでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 医療機関の情報化には、データ互換性、運用方法、個人プライバシーなどの問題がありますが、このような問題を克服していくよう基幹病院と協力して、地域医療機関を他市町村の協働で取りまとめて医療情報連携基盤を構築するつもりはおありですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、基幹病院と開業医、それから地域の診療所間の連絡というものが非常に進められておりまして、いわゆるかかりつけ医等もございまして、そういった連携はとられているというところでございます。海南病院だけが診療機能を高めるのではなく、地域全体の医療の質のレベルを上げて、地域全体で患者さんによりよい医療を提供することを基本に考えなければいけないということは御承知のとおりでございます。

なお、6月に開催されました議会と海南病院院長との意見交換会では、海南病院長より海部医療圏という形でお話がありました。海部医療圏として地域完結型医療ネットワークの構築についてお話がありました。情報化につきましても、プライバシーの問題、セキュリティの問題等をクリアしながら、地域連携を実際にするということになると思っております。その際は、市は市としての立場で御協力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 電子カルテの導入投資効果が見えにくいとされるのと医師の入力業務の増加を伴うが、各診療機関院内のICT化を推し進めていただき、地域と一体となった診療情報の共有を推進し、万全な災害対策、セキュリティー対策が施されたクラウド型電子カルテシステムの構築により、地域医療の質、生産性を上げる調整や支援を各自治体で行っていくべきだと思いますが、それなりに海南病院さんがやってられると思いますので、それでいいです。

今後の医療、健康など、ヘルスケアサービスにおける一つの進展の方向として、個々の人に合ったサービスの提供、パーソナル化があります。その代表例として、遺伝子の差異などによる症状のあらわれ方や薬の効き目ぐあいなどの違いに配慮し、最適な投薬や治療を行う個別化医療が上げられます。このような個別サービスの提供には、一人一人の診療情報や生体情報が前提となりますし、そのための革新的な薬や治療方法の開発にも、これらの情報の蓄積、活用が必要となります。個人の医療、健康などにかかわるさまざまな情報は多様な活用の可能性があることから、医療、健康などヘルスケアサービスの向上や効率化はもちろんですが、それに伴うICTの技術革新や活用拡大、さらにはこれらを含めたヘルスケア分野での経済成長が見込まれております。この弥富でも、そういうことができると思いますけどね。

地域医療問題の構造から解決策を考えると、次のような考え方にに基づき、地域全体での医療連携に取り組むことが重要です。医師不足だから医師をふやすことは重要だが、これだけの単純な発想では事態はよくなりません。まず、現在の医療資源を効率化し、有効活用する最大限の方策を考えることが重要である。その鍵となるのが、地域全体の計画的な医療連携と、それに伴うICTの活用であります。ただし、致命的な医師不足が進んでいる診療科、事業については、まず遠隔医療などで緊急対策を実施する。地域全体の医療連携による患者アクセスの改善をし、医療供給を効率化し、勤務医の労働環境を改善させる。現在の医師の労働環境を改善させれば、女性医師や、ほかの医師の招聘がしやすくなります。医療の連携が充実すると、開業医がお互いがあって成り立つことを再確認し、安心して医療を提供できます。

これらを実現するためには、他人事と思わずに、自治体が病院、開業医、医師会などの利害関係者に対して、自分たちの地域医療を守るという共通目標を持って臨むよう、ICTの活用の標準化とその運用方法を調整し、リーダーシップを発揮することが重要だと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

9月3日に第2次安倍改造内閣が発表され、歴代最多の5人の女性が閣僚となりました。私たちには、とても大変喜ばしいことです。女性活用ということですが、私たち女性議員も頑張っていかなければならないなど改めて思いました。

さて、児童館利用についてお尋ねしていきたいと思えます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まります。その中にも、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実があります。教育・保育施設を利用している子供たちの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子供を対象とした事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していくとあります。

弥富市にも、児童館、児童クラブ、母親クラブなど、子育てをサポートする施設がありますが、それぞれ目的に合った利用がされていると思います。今回私は、児童館の利用についてお聞きしたいのですが、児童館の役割として、子供に健全な遊びを提供して心身の健康と情操を豊かにすることを目的にしています。子供たちに遊び場を提供して、遊びの中から人とかかわりやルールを学び、自主性・社会性を身につけることができます。

弥富市では、それぞれの学区・地区に6つの児童館がありますが、児童館を利用できる対象年齢はゼロ歳児から18歳未満までです。各地域での昨年の利用者数は何人でしょうか。そして、実際、弥富市ではどの年齢の利用が多いですか。

児童館は弥富市以外の子供たちも利用することができますが、弥富市以外の利用は各地域どのくらいあるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、昨年度の各地域の利用につきましても、児童館別に申し上げます。

さくら児童館が2万2,511人、弥生児童館が2万9,912人、白鳥児童館、8,582人、大藤児童館、1万3,505人、栄南児童館、1万6,066人、東部児童館、8,961人でございます。

次に、どの年齢の利用が多いかということにつきましても、小学校の1・2年生の利用が一番多くなっております。

続きまして、昨年度の弥富市以外の子供の利用につきましても、これも各児童館別に申し上げます。

さくら児童館につきましても506人、弥生児童館につきましても328人、白鳥児童館につき

ましては110人、大藤児童館につきましては413人、栄南児童館につきましては106人、東部児童館につきましては621人でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 何もただ児童館を利用するというだけと、これはいろんな行事も含めての参加人数になるわけですね。さくらとか、弥生は、ほかの地域と比べるとかなりの利用がされています。そして、1年から2年生が多いということで、私が思っているのも、そのぐらいかなと思っていたのであれですけれども、弥富市内の子ですね。これ東部のほうというのは621人で、ちょっと私意外だったんですね。これは、東部というのは十四山ですよ。これって何か原因はわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 今回、市外のお子様の利用状況を調べさせていただいたときに、東部児童館は他の児童館に比べて多いわけでございます。この内訳としては、名古屋市の中川区のほうからいらっしゃる方が多いとお聞きしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私が今回質問をしたいと思ったのは、児童館なんかで行事とかイベントがある場合に、10月に児童館まつりなどがあるわけなんですけど、要するに児童館まつりなんかは100名ぐらいの定員数で開催されるということなんですけれども、そういう場合は市外の子は利用できない決まりだということなんですけれども、児童館まつりでは、100円の入館チケットを購入して参加できるというものなんですけれども、なぜ弥富市外の子が利用できないのかということなんです。

一言加えさせていただければ、これは実家を持つ親御さんの子供ね、要するにおじいちゃん、おばあちゃんのところに来ていて、そこの子と一緒にそういうのに参加したいなと思ってもできない状態、今は。なぜ100円のチケットを払いながら、よその子は、よその子と言ったらあれですけれども、できないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

以前は利用を認めていたときもございましたが、市内の子供が利用できないこともあったため、現在は制限をさせていただいております。児童館まつりは、年間を通しまして利用している市内の子供たちが楽しみにしておる行事でございます。市外の子供を認めることによって、市内の子供たちが利用できなくなるおそれもございますので、制限をさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 児童館まつりの場合は、各児童館100名ずつですね。昨年の状況でもいいですけども、全てこれは定員いっぱいだったんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

児童館まつりにつきましては、定員がそれぞれ決まっております、定員に対してどれぐらの参加があったかということでお答えをさせていただきます。

さくら児童館につきましては、200人の定員に対しまして200人の参加でございます。弥生児童館につきましては、150人に対して150人の参加でございます。白鳥児童館につきましては、120人の定員につきまして98人の参加でございます。大藤児童館につきましては100人の定員に対しまして92人の参加ということで、栄南児童館につきましては100人の定員に対しまして74人の参加でございます。東部児童館は、100人の定員に対して100人の参加でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この内情を聞きますと、身内がいるからといって、なかなか入る余地はなさそうに感じるわけですけども、例えば児童館同士で連携というのはとられているんですかね。例えば、定員がいっぱいのところ、さくらとか弥生は定員いっぱいですよ。でも、白鳥とか栄南のほう、大藤もですが、多少のあきはある。そのあきを連携というのか、ここはいっぱいですけど、こちらがあいていますよという、そういう紹介なんかはしているんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、定員がいっぱいの場合、連携もっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私、思っていたよりも、弥富市の子供たちが利用しているのが多いので、もし仮に余裕があれば、おじいちゃん、おばあちゃんのところに来た子供たちも多少は利用できたらいいなと思ったんですけども、見てみますと、そんな余裕はないというのがよくわかりました。でも、だめと言う、話はそこから先に進まないということもありますので、利用状況に応じて、そういう申し出があった場合は、だめと決めつけずに、よその児童館なんかのあき状況を見て利用できるようにしていただきたいなあと思います。何と言っても、弥富市の子が優先というのは重々承知しておりますので、子供たちにも同じように、遊びに来ていて、同じいとこ同士で利用ができないというのもかわいそうかなと思いましたので、この質問をさせていただきました。

児童館については、これで一般質問を終わらせていただきます。

次に、近鉄佐古木駅についてお伺いしたいと思います。

私は、前々から佐古木駅の利用については、弥富駅と比べて不便さを感じていました。これは私だけじゃないと思います。私がこれから言うことは、利用者の意見だと思って聞いてください。

先日、佐古木駅が、さらに時間帯によって無人化の方向に行くというお話をお聞きしました。その時間帯は現在もうわかっているのでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 時間帯の御質問でございますが、近鉄さんによりますと、現在、駅係員の日勤配置時間を検討しているということでございまして、お示しができますのは10月末から11月の上旬ごろになるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 説明によりますと、1日の乗降人数というのか、利用者が3,000人を切ったとのことでありましたが、平成24年11月の調査では2,508人の利用客があるとデータにあります。現在はもっと少なくなったということでしょうか。

確かに調べてみますと、近鉄名古屋駅から弥富駅までは11の駅があるわけですが、佐古木駅の利用者の数は、米野駅が772人、黄金駅が2,151人、その次が佐古木駅の2,581人というワーストスリーに入っているのですが、2,000人以上あれば、私は決して少ない数だとは思いません。不便になればなるほど、利用者も減っていくと思います。

ちなみに、JR永和駅の利用客を調べてみたのですが、2006年では2,092人から、2012年の届けしかありませんが2,294人となっています。永和駅も決して便利な場所にあるわけではありませんが、この6年間で毎年少しずつではありますが、200人ほどふえています。白鳥学区の中でも永和駅を利用したほうが便利だという人もふえてきたのではないかなという思いもあります。

しかし、これも市街化区域でありながら、佐古木駅周辺の整備のおくれや道路の整備などのおくれで人口がふえない、また人の集まる場所になっていない今の現状は、多少市の責任もあるのではないかと思います。

私たち佐古木駅を利用する者にとって、主に白鳥学区や十四山地区の方が利用されると思うんですけども、なかなか安全性・利便性を感じることはできません。特に高齢者では、足、腰、膝、いろいろ痛めてみえる方も多くいらっしゃいます。駅を利用するのに、階段を上っており、おりて上って、そういうふうにしないとホーム、改札口へ行けないんですね。小さいお子さんを連れてくる方は、ベビーカーさえ使えません。

これも調べてみたんですけども、近鉄名古屋線の名古屋駅から弥富駅までの11駅ある中で、車椅子での移動ができないのは佐古木駅だけです。その先ですね、四日市まで見てみ

ましても、ハンドル系の電動椅子しか手段がないのは佐古木駅だけなんです。車椅子で利用する場合は、数名の駅員さん、また介助者が必要となるわけです。これも駅員さんがいなくなれば、さらに不便になると思います。

このような状況の中で、市として佐古木駅のバリアフリーについてはどう考えているのか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

バリアフリー化の前に、先ほどの日勤の配置時間等に関連しまして、近鉄さんからの御報告をさせていただきたいと思います。

近鉄さんでは、駅員の日勤配置化に伴います無配置時間帯の対応につきましては、インターホンつきで遠隔監視システムを導入するというところでございます。係員がカメラの映像を確認しながら、自動改札機、自動発券機、自動精算機を遠隔操作によりまして対応するというところでございます。

また、先ほどの質問にもございますが、車椅子等での介助が必要な場合につきましては、利用者が管理駅へ、これは蟹江駅になりますが、事前に連絡をしていただくかインターホンで連絡をいただき、係員を蟹江駅から派遣するという対応するとのことでございます。多少時間がかかるかと思えます。したがって、近鉄さんによりますと、駅員の配置変更及び無配置時間の対応を佐古木利用者によりわかりやすいPRをしていただき、スムーズな移行をお願いしているところだという御回答をいただいております。

また、近鉄さんによりますと、今後のスケジュールといたしましては、平成26年の11月21日に各駅におきましてお客様に告知をさせていただくというところでございます。

なお、平成26年12月21日から日勤配置化の実施をする予定でございますので、御報告をさせていただきます。

続きまして、バリアフリー化についてでございますが、平成24年の11月の交通調査結果によりますと、近鉄佐古木駅の1日当たりの乗降客数でございますが、議員がおっしゃいましたように2,581名となっております。バリアフリー化の整備対象につきましては、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で、1日当たりの利用者数が3,000人以上となる駅を対象としておるわけでございますが、現在、近鉄さんにおきまして、バリアフリー化の整備計画には入っていないというところでございます。

また、議員御指摘の地下駅舎の使い勝手の不便さにつきましては、以前よりお聞きしておりますが、市といたしましても鉄道事業者に対して利便性の改善を引き続き要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

実は、この近鉄佐古木駅の日勤の配置化の問題につきましては、8月の下旬に私は担当者を通じて初めてお話を伺った次第でございます。先方にも我々の市としての要望、あるいは地域としての要望ということをしつかりと伝えていきたいということで、10月3日に近鉄の専務執行役員であります統括部長の田淵さんという方ほか3名と、私ども弥富市と、そしてこの駅を利用する方の代表というか地域の方の声を伝えていきたいというふうに思っております。

つい先週、防災訓練で、私は白鳥学区へお邪魔したわけでございますが、その話がもう広がっております、何人かの市民の皆様から、困るということの声を聞かせていただきました。しっかりと地域の要望、そして私ども市の要望を伝えていきたいと。余りにも早急過ぎるというふうに思っておりますので、声として届けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 佐古木駅自体の構造にも問題があるのはわかるんですけども、だからといって、市のほうもずっとこのままでいいのかと思うわけです。私は、利用者が2,000人以上ある駅で車椅子での移動ができないことやベビーカーが使えないこと自体、もちろん足腰の悪い人ですよ、苦労しないと利用できないこと自体が問題じゃないかと思うわけです。ここにいらっしゃる皆さんは、みんな弥富駅を利用して佐古木駅の不便さをよく理解していただけないんじゃないかと思うわけです。この不便さは、利用している者でないとわからないわけですが。ここずっと、弥富駅の便利性とか、弥富駅のことばかり皆さんおっしゃるんですけども、佐古木駅も弥富市の中にある駅の一つだということを忘れないでほしいと思うわけです。

車椅子の問題だけではありません。佐古木駅の構造も考えて、どんな人にでも利用しやすくできるように市のほうも近鉄側と交渉を何度でもお願いして、弥富市民の一部でも私たちはありますので、弥富駅ばかり便利になって、何で隣の佐古木駅がこんなに苦労しなきゃいけないのかということをよく理解していただきたいと思います。

弥富駅の周辺の開発については、以前の一般質問の中で市長から一時凍結するという答弁がありましたが、今後の佐古木駅の南口の整備とかについての考えや、この整備をやる気があるのかなのか、今の進捗状況も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 佐古木駅南口の進捗状況でございますが、平成25年度に佐古木駅南口広場及び県道への取りつけの市道部の拡幅を含め、用地調査、現況測量及び詳細設計業務を実施いたしました。昨年の9月末には、関係土地所有者の方々の御協力のもと、境界立

ち会いをお願いすることができました。これまで関係者の方々には、事業実施への御協力をお願いしてまいりました。現状では、関係者の方々の中に弥富市以外の方も多く見え、まだ事業への理解が得られてないのが現状でございます。しかし、今後も引き続き事業実施に向けて関係者の方々へ交渉をしてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 住民の方は、この佐古木駅の整備の話はもうなくなってしまったんじゃないかと思っていらっしゃる方がいるわけですね。そのくらい全然進んでいないということなんです。

地権者との話し合いもなかなか進まないということで、苦勞されているとは思いますが、1度や2度断られてできないとか、そういうふうに思うんじゃないかと、どうしたら理解していただけるのか、協力していただけるのかをよく考えていただきたいです。

駅は、その地域の顔でもあります。弥富駅ばかりきれいにしたって、その隣の駅が、これでも同じ弥富かなと思われるような駅ではいけないと思うんですね。環境整備の面でも、もう少しきれいにしていかなければいけないと思うわけです。今の時期は、草がぼうぼうに生えています。一度見に来てください。

活力ある弥富づくり、まちづくりが全く見えない地域でもありますので、第1次弥富市総合計画の中でどのくらい進むのかが、私も、住民も期待していますので、どうかよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、平成26年産の米価の現状と課題について質問したいと思います。

まず最初に、平成26年産の米価の現状について質問したいと思います。

弥富市南部地域の特早地帯で作付されている「あきたこまち」「コシヒカリ」の収穫も、雨が多かった関係でややおくれたものの、ほぼ終了しました。これから弥富市東部地域や北部地域の中手と言われる「あいちのかおり」の収穫も今月下旬から始まろうとしています。

最近、米が安いという話をよく耳にします。けさの新聞紙上においても、新潟県産の「コシヒカリ」が過去最低価格であると載っていました。新潟県産の「コシヒカリ」は、全国でコメ価格の基準と言われていています。現在までの平成26年産の米価の現状についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、現在の平成26年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の生産者販売価格は幾らなのか。概算金でよろしいので、お答えください。

そして次に、最近の過去3年間、平成23年産、平成24年産、平成25年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の生産者販売価格は幾らだったのか。そのうち、過去3年間の販売価格には最後に精算金が加算されていると思うのですが、3年間平均で幾ら加算されているのか。たとえその精算金を考慮したとしても、平成26年産の生産者販売価格は過去3年間と比較してどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年産の現在までの米価でございますが、農協の仮渡し価格で申し上げますと、「あきたこまち」が1俵（60キロ）当たり9,300円でございます。「コシヒカリ」でございますが、同じく60キロで9,100円となっております。

過去3年間の比較と精算金でございますが、過去3年間の米価は、同じく農協の仮渡し価格で申し上げさせていただきますと、平成25年産は、「あきたこまち」が1万3,200円、「コシヒカリ」が1万2,400円でございます。平成24年産は、「あきたこまち」が1万5,000円、「コシヒカリ」が1万4,400円となっております。平成23年産でございますが、「あきたこまち」が1万3,100円、「コシヒカリ」が1万2,100円となっております。同じJAの仮渡し価格だけで比較させていただきますと、平成26年産の米価は、「あきたこまち」「コシヒカリ」どちらも過去3年間の米価より下落をしているというのが現状でございます。

また、精算金でございますが、過去3年間の精算金ですが、平成25年産につきましては、まだ在庫のほうが残っており精算のほうを終了しないということでございますので、平成25年産につきましては、まだ精算金の金額が確定しておりません。そのため、平成24年産と23年産で申し上げますが、「あきたこまち」につきましては、平成24年産は686円、平成23年産は880円、平均させていただきますと783円になります。「コシヒカリ」につきましては、平成24年産は384円、平成23年産は1,892円でございます。平均しますと1,138円ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私も米を生産しております。実際、「コシヒカリ」をつくってしましけれども、概算金で9,100円。これに精算金、例えば24年と23年の平均の1,188円を足すと、大体1万288円ということですが、過去の25年、24年、23年に比べて、相当な米価の下落になっていると思います。とにかく現状を皆さんに把握していただきたいなあと考えておりますので、あえてこの金額を細かく質問させていただきました。

次に、平成26年産の作柄についてお伺いしたいと思います。

農業新聞紙上では、7月上旬の段階では、地域によって差はあるものの、全国的にやや良で豊作になると予想されています。それ以降、台風11号の影響や土砂災害を引き起こした大

雨など天候不順が続いた中で、現段階での作況指数は幾つなのか。当然豊作ならば米価は下がると思われるのですが、過去にことしと同じ作況指数だった年度の生産者米価は幾らだったのか、わかる範囲内でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年8月時点でございますが、作況指数は102となっております。また、同じ作況指数だった年という御質問でございますが、調べましたところ、平成25年も愛知県におきまして作況指数は102となっております。米価につきましては、先ほどの御質問でお答えしましたとおりの平成25年産のJAの仮渡し価格となっております。

なお、米価につきましては、この作況指数と、また米の在庫量などによる需給バランスによって決まってまいるということでございますので、作況指数が同じというだけの米価の比較は難しいところがあるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ただいま、8月現在で102という作況指数。実際のところ、たしか8月の中旬に作況指数が全国的に出ると思うんですけども、多分その資料によると思っております。今、同じ平成25年産が102の作況指数の、仮に「コシヒカリ」で生産者販売価格1万2,400円、これに多分、精算金が引かれると思いますので、さらに減ると思いますが、実際のところ、ことしは9,100円。この現状について、作況指数から考えても、どの程度ことしの米価が安いかということをお聞きしたいと思っております。

次に、先日もあるオペレーターの方の話によりますと、「コシヒカリ」はシラタ——これは通称ですので、俗に言う腹白米・背白米のことですが——が多く、品質は余りよくないと聞いております。例えば、これを1等米にするために、最近は機械の性能がよくなりまして、色彩選別機というものがあります。それにかけますと俵数が減ってしまうと聞いたのですが、平成26年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の品質についてどうだったのか。1等米の比率はどうだったか。また、反当たりの収量は大体どれくらいだったのか、質問させていただきます。わかる範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年産の「あきたこまち」でございますが、先月ございました米の初出荷のころは天候がよく、その当時、品質もよく、全て1等米であったそうでございます。収量でございますが、10アール（1反）当たり約8俵の収量となっているそうでございます。しかし、「コシヒカリ」につきましては、当初、初出荷のあたりに収穫されました米はほぼ1等米だったそうでございますが、その後の天候不順により収穫もおくれておまして、品質が平年より

も劣ると予想されているようでございます。また、収量も現在、1反当たり8俵を下回っているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私が伺っているところによりますと、「あきたこまち」は確かに品質もよく、全部1等だったと伺っております。そして、「コシヒカリ」については、特に出荷後半の分については品質が劣り、この8俵という基準なんですけど、7俵前後だったという話を結構聞かせていただいております。ただ、この7俵台であったにもかかわらず、この米価だったということを皆さんに御理解していただきたいなと思っております。

次に、弥富市の後半戦に入る中手の米について少し質問したいと思います。

実際、米価が低迷している中なんですけど、これから収穫が本格的に始まる中手の「あいちのかおり」の米価についても相当不安がられております。その辺についてどういう判断をしてみえるのか、少し考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

全国的に今後作況指数が悪くなるようでございますと、米価も上向く可能性もございますが、8月15日に農林水産省が発表しました全国の作柄・生育状況によりますと、北日本や東日本では作柄が良好であるということでございますので、さらに価格が下がるということも考えられると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 今、課長の言われるとおりのことです。実際、これから先、本格的に「あいちのかおり」が愛知県では始まりますし、現在、全国的に「コシヒカリ」の収穫も真っ最中でありまして。その中で、特に最初のうちにお話しさせていただいたように「コシヒカリ」、特に基準となる新潟県産の「コシヒカリ」は過去最低の金額を概算金で発表しております。このことが、多分これから先、愛知県でも本格的に始まる「あいちのかおり」についても影響してくるのではないかと心配しております。とにかく、この現状について皆さんにまず御理解していただきたいなと思っております。

次に、現在とられている対策と今後の課題について質問したいと思います。

確かに平成26年産が、まれに見る大豊作ならば米価の下落も理解できる面もあるのですが、現況としてはそのような状態ではないと思われまして。農業新聞紙上では、先ほど課長の話にあったように、米の民間在庫が多く、仲卸も買い控えている。また、もう1点として、日本人1人当たりの主食である米の消費量が極端に減少してきているという記事を目にします。

そこでお伺いします。

平成26年産が低米価になった要因はどこにあると考えてみえるか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃられるとおり、平成25年産米の需給がまだ大幅に持ち越しておるようでございまして、現在も在庫が過剰になっておると聞いております。そういった関係もございまして、平成26年産の米価が下落したものと考えられます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私、6月議会におきまして農地中間管理機構について質問させていただきました。確かに国もいろいろと施策をとっていただいていると思うのですが、例えば経営所得安定対策の中の収入減少影響緩和対策と言われる俗に言う「ナラシ対策」、そして米価変動補填交付金というものがあるんですが、この平成26年産米についてはどうなるのか、お聞かせください。

また、平成27年産からは本格的にナラシ対策に移行するわけですが、平成26年産との変更点についても御説明いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

収入減少影響緩和対策、こちらは通称「ナラシ対策」と申しますが、ことし、平成26年産につきましましては、対象となる農業者が認定農業者、または集落営農で一定の経営規模を有することが要件となっております。それで平成27年産からのナラシ対策への以降を円滑に進めるために、そういった要件に該当されない方で平成26年産米の直接支払交付金の交付対象者の方でございますが、その方でナラシ対策に加入されていない方につきましましては、ナラシ移行のための円滑化対策という対策がとられます。こちらは平成26年産に限りで実施されるわけでございます。平成27年産からのナラシ対策につきましましては、対象が認定農業者、集落営農、認定新規就農者という3者のほうに限定をされます。

また、米価変動補填交付金でございますが、こちらにつきましましては平成26年産、ことしから廃止ということになりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 昨年まででありました、例えば米が極端に下がった場合、過去3年間の平均単価と差額分について補填されているというのが、たしか米価変動補填交付金だと思っております。これは廃止になったという今説明だったと思えます。そして、ナラシ対策は条件つきで、ある程度収入減少についてやっていただけると思うのですが、例えばこのナラシ対策、どの程度の補填がなされるのかということは現時点でわかるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

先ほどの要件に該当する方、認定農業者、または集落営農の方でございますが、こちらの方につきましては、収入減少による農業経営の影響を緩和するために、米、麦、大豆等の当年産、ことしの販売収入の合計が標準的収入を下回った場合につきましては、その差額の9割を補填するということになっております。ただ、9割の内訳としましては、農業者が1、国が3という補填の割合になってございます。

また、それ以外の方、ナラシ移行のための円滑化対策に該当される方につきましては、その差額の中の国費相当分、先ほどの通常の方ですと9割でございますが、9割の中の5割、その分の2分の1という形で交付されます。ただ、その5割の内訳につきましても、農業者1、国が3という割合ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 今の説明ですと、実際、差額分の9割は補填されると。そのうち、ことしに関しては2分の1、さらにその3割が国が補填で生産者が1ということによろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） ことしにつきましては持ち出し分がございますので、農業者の方が1、国のほうが3という、要件に該当する方はなりません。先ほどの円滑化対策の要件に該当されない方で、ことしの円滑化で救われる方につきましては、国の3の補填割合のうちの2分の1ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 国は3、このことを十分皆さん理解していただきたいと思います。現況の段階では市はないんだと思っております。ただ、これから先検討していただきたいなあとつくづく思っていますので。

実際に差額分が、昨年度までについては、ある程度全額補填されていまして。ただ、今年度については、そのうちの半分、9割のうちの半分なんです。それで、そのうちの3割ですか、3分の1が国が補填していただいているということで、あと生産者が1割。あと少し残っている部分について、できたらそういうこともこれから検討していただきたいなと思います。

次に移ります。

市内のオペレーターの間では、米価の下落に伴い、飼料用米等への移行が考えられているようですけれども、飼料米の取り組みに対するどのようなメリットがあるのでしょうか。そして、飼料米導入に当たり、作業のピークを分散するメリットは確かにあります。反面、収穫時期のずれによるパイプライン使用時期の長期化、これは新たに動力経費がふえるおそれがあります。この経費負担増に対する対策はないのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

飼料用米についてでございますが、取り組むメリットとしましては、飼料用米を生産しますと、本年につきましては戦略作物助成ということで、収量に応じてでございますが、10アール（1反）当たり5万5,000円から10万5,000円の助成金が国から交付されます。また、それ以外にでございますが、1反当たり約9,000円程度の販売額が見込めるというふうに聞いております。

また、収穫時期のずれによります経費の負担についてでございますが、現在、用水機場の維持管理の経費につきましては、約、県が30%、市が30%、地元が40%負担をさせていただいております。飼料用米の導入に伴いまして、どの程度経費が増加するのか今のところ不明ですので、導入後の経費の状況を見させていただきながら、地元の負担が増加するようでしたら、市の補助率等の見直しを考慮していく必要があるかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど説明がありましたように、確かに飼料米というのは相当なメリットが、オペレーターの方、特に大規模農家についてはあると思います。せっかくこういう制度があるのですから十分に活用していただきたい面と、もう1つ、最後にお話しさせていただいたように、パイプラインがどうしても動力が必要です。電気代の負担が、例えば1集落で70ヘクタールのうち、わずかに二、三ヘクタールのために動力経費負担というのは少し大きいような気がしてなりません。その辺で何か工夫ができないか。集落を固めるとか、いろんな工夫ができないか。そして、もしそれが難しいとなれば、ある程度その辺について、どうか市のほうの考えも、少し負担していただけないかなあと思うのですが、それについてよろしく今後検討していただきたいなと思います。

次に、最後に少し、これから先についてお伺いしたいと思います。

平成27年産からは、経営所得安定対策の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と、それから収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）も見直されてきます。平成27年産以降の米価の先行きについて、これから先もどうなるのか、ことしと同じような状態になるのか、どう考えてみえるのかお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 議員からも御説明がございましたとおり、主食米の消費が落ち込んでいる現状でございます。また、在庫もまだまだあるようでございます。それによりまして、平成27年産以降の米価につきましては、上向くことは難しいかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ことしだけが安いということでしたら、来年また復活するということも考えられますが、天候不順とか、そういう原因ばかりではなくて、いろんな原因が複雑に絡んで、ことし米が安くなっております。その辺のことで、これから先もいろんな面で、来年も下がるものだという意識が必要かもしれません。ただ、このときに対策をいろいろと講じていただきたいなと思います。

最後に少し、私の意見と、それから市としての意見をまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

米価というのは米の値段です。近代以前の日本においては物価の基準でした。近代以降も日本国民の主食の値段でした。米価は、歴代政府の経済政策に重要な影響を与えてきました。第二次大戦末期から闇市における米の流通が深刻な問題となって、それが当時の実勢米価となっていました。これに対して政府が、米の強制的供出の強化を進めたために、その価格の安さが農家の不満を高めてしまいました。そこで、政府は米価審議会を設置して適正な米価算定に努め、生産費の上昇に対応した生産者米価をスライドさせるバリエーション方式を導入しました。

その後、1955年の米の大豊作とインフレーションの収束、商工業の発展によって米価に割安感が生まれ、これに対して1960年からは、生産費に加えて都市との所得格差を抑えるために、所得補償分を加えた生産者米価が設定されるようになりました。これにより高度経済成長期には、都市勤労者の賃金に比例して生産者米価の引き上げが行われました。しかし、消費者の米価上昇に対する不満と、生産者米価が消費者米価を上回る逆ざや現象の発生や、1967年ごろからの米余りという減反政策の開始によって、生産者米価はオイルショック前後のインフレ期を除いて抑制ぎみに動くようになりました。そして、1969年の自主流通米制度の開始、1972年の米の小売価格の自由化、1993年の平成の米騒動及びミニマムアクセスを前提とした米の輸入自由化を受け入れ、1994年の食糧法の導入によって米価決定に市場経済の論理が大きくかかわるようになってきました。今後、環太平洋経済連携（TPP）交渉の行方、日本人1人当たりの米の消費量のさらなる減少と、生産者米価の先行きは生産者にとって余りよい材料は見えてきません。

ただ最近、2010年には北海道の「ゆめぴりか」——これは品種名ですが——が食味ランキングで特Aの評価を受け、2012年産の熊本県の「森のくまさん」——これも品種名らしいです——が食味ランキングで最高点を獲得しています。消費者がおいしい米を求めていることも考えられます。米の消費が減り続けている中で、地域によっては激しいブランド競争が行われています。生産者も、消費者の求めに応じる努力も必要になってくると思います。さらにこれから先、日本の米は海外の安い米に対抗していかなければなりません。

最後に、今後も予想される米価の下落について、市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げます。

毎年の日照時間の2分の1ぐらいの日照時間しかない。これから9月、10月、どれぐらい回復するかということを変に期待していきたくところがございますけれども、先ほどもありましたように米価は非常に安い。この傾向は、中手というか、これからの米についても当然影響してくるだろうということをおもっております。過日も農協で、オペレーターとか、さまざまな機械銀行の皆さんとお話をしておったときには、8,500円ぐらいまでになるんじゃないかというような心配も出ておりました。まさに三隣亡でございます、米の量がとれない、そして単価が安い、そして品質が悪いという形でございます。その総額は、今、JAが試算をしていると、約4,000億ぐらいの収穫の減になるだろうというふうにおっしゃっておりました。こういったことに対して国がどのように今後考えてくれるかということが、非常に大きな問題だろうというふうにおもっております。

一方では、つい先日も、きのうもお話がございましたように、向こう10年の日本の農政をどう考えるんだという形の中で、中間管理機構を設け、そして農地の集約を図り、そして農業の推進を図っていくわけでございますが、構造的な問題がある以上、例えば農業問題というのが根本的には解決できないだろうというふうにおもっております。この中間管理機構が、基本的には構造的な問題を解決するような方向で考えていただけるならば、農業に対するまた考え方も変わってくるだろうというふうにおもっております。

そういう状況の中で、私どもも過去から市単独の補助金という状況の中で、生産に対する調整金という形の中では10アール当たり3,000円、それから麦・大豆に対する転作の奨励金を7,000円という形の中で、市単独補助金という形の中で補助させていただいておる状況でございます。

この状況が先に見えていないという状況では、この補助政策を続けざるを得ないというふうにおもっております。国のほうでは、減反に対する奨励金は、これからはなくしていきますよという話もしているわけですね。だから、基本的には少し無理がある、国のおっしゃることに。だから、農業の生産者が、オペレーターでもいいですけども、そういう方たちが本当に安心して農業をすることにおいて生活していけるんだという背景をつくらないと、構造的な問題がある、あるいは中間管理機構を進めていくといったって話にならないかなあというふうにおもっております。

いずれにしても、市としては単独補助金を継続していきたいというふうにおもっております。しかし、私どもの弥富市だけがどうのこうのという状況では、この農業問題、国策だと思っておりますので、なかなか解決できないだろうというふうにおもっております。さまざまな形

で、中間管理機構で農地を集約した場合に、従来どおり農地を利用して米づくりをする、あるいは麦・大豆をつくっていくのか、あるいは農地をどういう形で利用していくのか、そのような姿が全く見えてない。だから、地権者に対しても積極的に中間管理機構に対して賛同できないわけですよ。俺のところの農地、どうやって使ってくれるんだと。どのような形で利活用してくれるんだということが、今は水田だとか麦・大豆という農産物以外のことの考えしかない。この辺のことについても、我々はしっかりと精査をしていただきたいというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、ことは異常な天候という形の中で、日照時間がないと、米というのはでん粉質ですので、穂が大きくなるわけですね。日照時間、太陽の光をもらって、その栄養で米の粒が大きくなる。夜、大きくなるんだそうですね。だから、日照時間をもらえないもんですから、自分の体力で大きくしていくわけですよ、稲そのもので。しかし、それは稲そのもので大きくしていこうと思ったって限界があるわけですね。だから不作で、そして品質も悪いというような状況が続いているということでございます。天候の回復を祈るばかりでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長から、最後に御意見をいただきました。ただ、私の考えとしては、今、確かに国の政策についてはまだ流動的な部分もあると思うのですが、今、市単独で3,000円と7,000円の予算を組んでいただいております。これが有効に活用できる形、そして今後ともこの米価が安いんだということを意識していただいて、生産者が来年もつくれるような、そういう考え方をぜひとも持っていただきたいなと思います。そして、来年も安いということを生産者のほうも意識して、生産者自身も努力しなくちゃいけない時代が来たと思っています。その辺も皆さんの、これからの市の御理解もいただきながら、最後は少しの助成をくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の堀岡敏喜議員より参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願ひをいたします。

次に堀岡敏喜議員、お願ひします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問を行います。

大きくは認知症対策について、以下数項目に分けてお伺いをしてまいりたいと思います。

9月といいますと防災月間なわけですけれども、さまざまことしはいろんな災害がございました。私も市の防災についてはいろいろ提案もさせていただいておりますが、災害というのは必ず起こるわけですし、それに対していかに備えていくか、日常からいかに備えていくかということで、防災を文化にまで落とし込めろと私は熱く訴えておるんですけれども、今回、認知症対策ということで、さまざまな文献等を検索していく中で、本当に今、社会問題となっていて、ある意味、我々全員が、ここにおる方が、今、対象となる年齢の方もいらっしゃるし、本当に我々が必ずなるものでして、避けられないものでして、人として、ある意味介護、これから現役世代というのがふえないわけですから、高齢者がふえていく中で、我々の暮らしというのは、あつて当たり前のもなんだという認識のもとに考えていかなきゃならないなというのを深く思いました。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

昨年の6月議会におきまして三浦議員より同様の質問がされておりますので、重複にならないよう行ってまいります。

昨年、2013年6月に厚生労働省が発表しました認知症有病率等調査によりますと、65歳以上の認知症の有病率は15%、全国の認知症高齢者数は約462万人と推計をされています。認知症になる可能性がある軽度認知障がいの方は400万人に及ぶと言われております。認知症にかかる可能性は年齢とともに高まりますので、さらにふえると予想されております。

また、団塊世代が65歳以上となることし、認知症はますます身近な病気となると言えます。加齢による物忘れは体験の一部を忘れてしまいますが、ヒントを与えられると思い出せるなど、日常生活には支障がないものです。しかし、認知症による物忘れは、体験の全体を忘れてしまい、ヒントを与えられても思い出せないなど日常生活に支障を来すものとなります。例えば、加齢による物忘れは、朝御飯に何を食べたか思い出せないというものですが、認知症の場合は、朝御飯を食べたこと自体、忘れてしまいます。

このように、認知症になると記憶力や理解力、判断力が低下をし、社会生活に支障が出るだけでなく、徘徊や攻撃的な行動でトラブルを起こす場合もございます。今後、患者がふえることで施設が不足をし、在宅の患者がふえると見られております。

家族の精神的・身体的な負担が大きくなるよう、患者と家族が安心して暮らせる環境整備は喫緊の課題と言えます。ことしの春、認知症にかかわる2つの重大なニュースがありました。昨日は大原議員からも御紹介があった事例であります。

1つは、当時91歳の認知症の男性が、徘徊中に列車にはねられ死亡した事故で、鉄道会社に生じた損害を家族が負担すべきかどうか争われた裁判の控訴審で、妻のみ賠償責任を問わ

れたという裁判であります。男性の妻は当時85歳です。85歳のおばあちゃんが、介護疲れでうたた寝をしていたら、監視義務を怠ったと訴えられたのであります。行動予想の難しい認知症患者を、一日中目を離さず見守ることなど不可能です。在宅であれ、施設であれ、部屋に閉じ込めることなどできません。こういった事故による負担を社会全体で考える、分かち合う、そんなシステムを考えなければなりません。

またもう1つ、2012年に認知症で行方不明で届けられた高齢者数は延べ9,607人、約1万人近くに上っていることがわかりました。居場所がわかったときに、既に亡くなっていた方が359人、翌2013年の末時点でも行方不明のままなのは180人おられるという実態が明らかになりました。より広域的に行方不明者の情報が共有できるシステムの構築や、地域での見守りの体制づくりが急務と言えます。

国の認知症対策5カ年計画では、これまでの症状が悪化してから医療機関を受診する事後的な対応という考え方を改め、早期診断・早期対応を柱に、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すとなっております。このために、これまでのケアの流れを変え、状態に応じた適切なサービス提供の流れ、認知症ケアパスの構築を推進し、医療・介護の基盤整備や地域の助け合う体制の充実などを進め、認知症高齢者を支える地域づくりを目指して人材の育成を図ることが求められております。

現在、弥富市の実態はどうなのか。高齢化の中でふえ続ける認知症への今後の取り組みなど、提案を交えながら質問してまいります。

まずは、弥富市における認知症高齢者の実態と今後の推移、ケアパスの作成について伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） まず最初に、市の認知症高齢者の実態について申し上げます。

要介護認定を受けてみえる方の訪問調査票をもとに集計いたしますと、認定者1,604人を分析しましたところ、何らかの認知症であると思われる方は、自立の方515人を除き1,089人が認知症と考えられます。

次に、将来推計でございますが、介護保険事業計画に用いる65歳以上の人口の伸び率を用いることで算出するわけでございますが、現在、6期策定中でございますので、参考に5期の数値を用いた場合、約8%の伸びでございますので、平成29年度には認知症高齢者の数は1,176人であると推計されます。

一応、重度の方に比べ軽度の方のほうの伸びが見込まれるわけですがけれども、認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護

の関係者が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みである認知症ケアパスについては、介護保険事業計画と並行して作成していく予定でございまして、現在は認知症ケアパス作成の前段階である認知症の人に必要なサービスを整備するための気づきシート、これは社会資源と定員数、利用者数の把握や平成29年度の推計値の算出をして必要数を決定するものでございますが、これを担当課と包括支援センター職員で作成中でありまして、認知症ケアパスにつきましては、今年度中に完成させ、その後はホームページで公表、市民の方に周知してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 推計をお聞きしたわけですが、これはいわゆる今の体制での29年度までの伸び率ですね。これからケアパスというものを充実させていって、この推計というのを、高齢化率はふえていくんだけれども、いかに落としていくか、ここが一つ課題じゃないかなあと。ケアパスは今、まさにつくっている段階ということで、来年の4月には市で公開される。その公開されたときに、市民の方がいろんな状態で見られるわけですが、御自身が、また御自身の御家族がどういう状況にあって、今からどういうケアが受けられるのかということが一目でわかるように、その構築、製作には、細かく取り組んでいただきたいなあとと思います。

続けて質問させていただきます。

5カ年計画の中でも特に強調されておりますのは、早期診断・早期支援体制の充実であります。早期診断・早期支援の意義は、一定の予後予測に基づき、症状が進行した場合にも、本人・家族に不安や混乱を生じさせない備えを提供できることにあります。例えば、火の不始末、衛生面、服薬や栄養管理など、生活の中でさまざまに生じてくる困り事や近隣住民とのトラブルが起きてしまってからでは、目の前にある課題解決ばかりに目が奪われてしまい、本人の思いや願いに配慮する視点は軽視をされてしまいます。これこそが本人が望まないケアの流れの基点となり、望まないサービスの押しつけになってしまう要因ではないでしょうか。

また、認知症の早期のうちから本人・家族にかかわりを持ち、不安や混乱を受けとめていく体制があれば、当事者の安心につながるだけでなく、支援者は認知症の人のできないことよりもできることに目を向け、周囲の困り事よりも本人の困り事に思いを寄せる余裕を持つことができます。こうした本人本位のケアは、結果として行動・心理症状を予防し、家族等の心身の負担の軽減にもつながっていくのではないのでしょうか。だからこそ認知症ケアパスには、備え重視や予防重視にシフトしたサポート体制を充実させていくことが重要であります。

また、その体制づくりにおきましては、医療や介護保険サービス以外にも、地域の中のあ

らゆる社会資源、先ほど御提示がありましたけれども、例えば商業施設、銀行、レストラン、ボランティア等が参加可能であります。早期における認知症の人の困り事は、生活の中のほんのささいなことかもしれません。しかし、そのささいなことを見過ごさず生活課題を最少に食いとめていくことは、認知症の人のその後の安定した生活にきっと役立つはずであります。

全ての団塊世代が75歳以上となる2025年は目前です。そのとき、認知症高齢者の数は470万人になると推計も示されております。その途方もない数の認知症の人を支えようとするとき、手おくれ型の支援のままでは、人材・費用とも不足する一方となってしまいます。認知症ケアパスづくりは、いかに備え型の支援にシフトをしていくかが鍵になってくると考えます。

それでは次に、その備え型の支援のための予防とサポート体制について伺ってまいります。

今や認知症は、誰もが発症する可能性のある疾患であります。予防と早期診断のためには、御家族を初め地域住民で認知症に関する正しい知識を持ち、気づき合い、初期段階で専門医の診断につなげることが大切であります。また、何かしら通院をされている場合、家族とともにかかりつけ医による初期段階での気づきが症状の悪化を防ぐことにつながることから、高齢者の変化を見逃さないかかりつけ医の対応力の向上が重要であります。認知症高齢者への日常的な診療や家族への助言は、かかりつけ医が担う必要がございます。

厚労省は2006年度から、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施し、適切な認知症診断の知識や本人・御家族への対応力も身につけてもらうための事業を行っております。愛知県では県医師会が中心となって、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るため、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役、アドバイザーでもある認知症サポート医の養成を行っております。県医師会の発表によりますと、現在、海部医師会には認知症サポート医は3名、かかりつけ医認知症対応力向上研修を修了された医師は36名、そのうち弥富市内での開業医は5名となっております。私の統計が間違っていなければ、弥富市での開業医、海部医師会に所属はあと20件ありますね。そのうちの5名ということです。あらゆる医療機関での対応ができるよう、さらなるサポート体制の拡大と強化をお願いしたいと思います。

また、大切なのは、先ほども申し上げましたとおり、御家族で、地域で気づき、早期診断・早期対応につなげていくことでもあります。そのためには、地域住民と日常の生活上で接し得る団体や事業所への正しい知識の周知の徹底とサポート体制の構築が欠かせません。

それでは質問でございますが、弥富市における認知症予防の取り組み、認知症サポートの施策について、現状と認識をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症予防の取り組みとしましては、地域包括

支援センターを中心に、認知症介護者交流会の開催、ささえあいセンターでの協力会員に対する老年科の医師を招いての講座の開催などがあります。また、市の実施している配食サービス、緊急通報システムも支援の一環でありますし、生涯学習における文化・スポーツ活動も重要な取り組みであると認識しております。

他の取り組みとしましては、市内には認知症サポーター養成講座の講師となられるキャラバン・メイトが11名お見えになり、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識やつき合い方についての講義を行う住民講座、ミニ学習会などの認知症サポーター養成講座を開催しています。養成講座を受講した方が認知症サポーターとなり、弥富市では964名お見えになりますけれども、この方々が認知症の理解を深め、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指していきます。

また、人の世話をできるうちは自分も大丈夫、情けは人のためならずをスローガンに、ささえあいの協力会員に登録していただくことも重要であると思っております。いずれにしましても、弥富市の実情に応じたサポートを認知症ケアパスの中で明確に示していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 弥富市の実情に応じたサポート体制ということで、最後に言われました。実情と言われましても、これはあくまでも当事者に沿ったという形でという意味で私は理解をしておりますので、よろしく願いをいたします。

今、キャラバン・メイトの方が11名、現在、講習を終えられた方が964名いらっしゃるということですので、前回の三浦議員の御質問のときもありました。認知症サポーターは特別何かをするというわけじゃないんですけれども、それでも今の社会の中でいかに気づくかというのは、そういう意味では大きな使命がございまして、受けてそのままというわけではいけないと思います。今後はフォローの体制も必要になってくると思いますので、このことについて3つほど提案をさせていただきたいんですけど、その前にまず確認させていただきたいのは、現在の弥富市で、先ほど言われたキャラバン・メイト11名の方が、その方を中心に住民講座なんかをされているわけですね。それは、市が主催をして開催日を決めて受講者を募集されているのか。また、それとも講座を開催したいなという主催の団体があって、その方から要望があって、それに応じて受けていらっしゃるのか、どちらでしょう。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） サポーター養成講座につきましては、福寿会、自治会など、先方から要請がある場合もございまして、こちらから団体に声をかけ受講していただくという場合もございまして。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それというのは、ある一部の方が御存じなのか、市民全員が存じ上げているのか、告知をされているのか。要は、できましたら、こういう講座をこれからやっていくよと。団体であっても、個人であっても、例えば、何名以上の者であれば開催をしますよと。先ほどのケアパスという意味でもそうなんですけれども、住民全体に周知をしていたかなあかんわけですよ。そういう意味であるならば、各種団体、また事業所であるとか、例えば大型スーパーであるとか、もちろん関係機関もそうですけれども、市から積極的に、受けてくださいと、日程を合わせますからみたいな世界でいいですから、また市民に対して周知、自治会単位であったり、防災会であったり、防犯会であったり、あらゆる団体に積極的に告知をして講習を募集する、そういうような形はできないですかね。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 養成講座の開催につきましては、積極的に市のほうから各種団体の方に呼びかけまして開催はしたいと思っておりますが、それぞれ団体の御都合もありますので、こういう講座があるということは広報でお知らせし、要望をお待ちするとか、なかなかこちらから声をかけるというのは、その団体の都合にもよりますので、できる場合、できない場合がございましてけれども、おっしゃるように、できるだけこちらのほうから積極的に開催に向けて努力したいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できたら、本当に社会問題とまで取り上げられていることですし、これから市を挙げて、なつてからかかるものよりも、いかに予防していくかというところに重視をしていくわけですので、まず我々が当たり前知ってないとだめな情報ですので、ぜひそれをしっかり講習を受ける、弥富市民全員が認知症サポーターだよ、それぐらいの意気で取り組んでいただくことが重要じゃないかなと。また、企業なんかは、受けられたところをホームページ等で、この企業は認知症を受けられましたよということになれば、ほかの団体にも周知・啓発にもなりますし、また弥富市の企業にとってもイメージアップにもつながるんじゃないかなと。ぜひその辺のあたりも考慮して、一つの事業だということで展開をしていただきたいんですが、どうでしょうか、課長。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 何度も同じ回答の繰り返しになりますけれども、積極的に開催していきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やるといって受けておきます。

続いて、2つ目の提案でございまして、皆さんの手元に先ほど資料としてお配りさせていただきました。認知症簡易チェックシステム「これって認知症？」「私も認知症？」、導入

の再提案であります。

これは昨年9月議会におきまして提案をさせていただいたものであります。パソコンや携帯電話、スマホなど、インターネット環境にある端末であれば、どこでも誰でも気軽にチェックができます。認知症の初期と通常の経年老化の鑑別で、現在確立をされている心理検査の中では、そこにも書かれてありますとおり、長谷川式が最も有名であります。ただ、それでも気軽というわけにはいきません。気軽にいつでもどこでも簡単にできる認知症初期症状スクリーニングシステムが、「これって認知症？」であります。

これはそこに書いてありますとおり、設問が20ぐらい来るわけですよ。20ぐらい、物忘れは最近どうですかと、同じことを何遍も言うてませんかとか、そういうふだんのチェックポイントがあります。これをチェックすることによりまして、最終的に、ちょっと相談したほうがいいねとか、それはただ単に老化ですとか3段階で、どれもそんなによかったというものじゃないんですけれども、ちょっと意識するという意味では大変重要なものじゃないかなあと。

もう1つの「わたしも認知症？」、これは御本人か受けていただくタイプですけれども、これは大友式認知症予測テストをベースに開発されております。認知症のごく初期、認知症の始まり、また認知症に進展する可能性のある状態を御本人などが簡単に予測できるよう考案されたものであります。開発に協力された大友博士は、このテストの内容は、若い世代にも知識としてぜひとも持ってほしいものである。そうすれば、世代間の摩擦は避けられ、家族間の思いやりも育てるよすがともなり、ひいては潤いのある社会への一助となると考えられるからであると思いを寄せておられます。チェックの結果によって、必要な相談窓口を紹介することができます。

裏面を見ていただくと、これは東京の国分寺市が自治体の一つの対策として進められているものでして、最終的に出た結果に対してここに相談してほしい。ここにかけても向こうにかかるだけですんで、ここではやめてほしいんですけれども。

さらなる周知と気づき、早期発見につなげていくことのできる簡易チェックシステムの導入について、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 資料を見せていただきますと、これはホームページのほうで運用といいますか、やってみえることだと思います。これにつきましては、市のホームページのリニューアルにあわせて、掲載といいますかアップしていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 特別この裏面を見ていただくと、要は統計も出てくるわけですね、

やった方の。これって市にとってはすごく重要なものですし、誰がやったかわからんということよりも、何かの会合のときに、皆さんでやりましょうみたいな感じでもいいですし、しっかり皆さんに意識をしていただく、まず予防していただくという意味でも、ぜひ進めていただけると。リニューアルと同時にやっていただける、お金のかかるものじゃないですし、しっかり周知につながるものとして取り組んでいただくようお願いをいたします。

続きまして、提案その3でございます。認知症カフェの設置についてであります。これは三浦議員も質問をされております。

5カ年計画の地域での日常生活、家族の支援の強化の中で、認知症カフェの普及と支援が盛り込まれております。概念として、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場であります。活動の効果として、認知症御本人にとりましては、みずから活動し、楽しめる場所。御家族にとっては、わかり合える人と出会う場所。専門職の方にとっては、人として触れ合える場所、また認知症の方の体調の把握などが可能な場所。地域住民にとっては、つながりの再構築の場、また住民同士の交流や認知症に対しての理解を深める場などが上げられております。また、この認知症カフェは、初期の認知症や若年認知症の方などが、介護保険サービスやケアが受けられるまでのつなぎの役目であるともされております。

まずは、この認知症カフェの設置について、弥富市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症カフェの設置でございますが、名称は「認知症カフェ」といいますと、なかなか認知症の方がお出かけになりにくいということもございますので、案でございますけれども、「ふれあいサロン」とかいう名称をつけて始めたいと思っております。これは、平成27年度から介護事業計画とあわせて制度改正もございますので、日常生活支援サービスの充実とともに、公募をさせていただくのか、既存の事業所をお願いするのがいいのか、その辺は検討課題でございますけれども、27年度から始められれば始めたいなあと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できましたら、今、ささえあいセンター事業というのを市が責任を持ってやっつけらっしゃる。福祉センターにもカフェがありますよね。そこから始められるのもいいんじゃないかなと思います。これは後の質問にも出てくるんですけども、ケアパスを構築していく上で一番大きな問題というのは社会資源、これも地域支援事業。これは任意と言っていますが、いかに弥富市の市民の中で共有していただける方を育てていくか、募集をしていくか。1つ前の議会で、ささえあいセンター事業を今後どうしていくのかという質問をさせていただきました。一番の問題は、人材の育成だということもおっしゃっていましたので、そういう場にもカフェというのはなり得るんじゃないかなと思います。

公益社団法人認知症の人と家族の会が昨年まとめました調査報告書によりますと、多くのカフェが運営資金の確保に困り、スタッフも不足していることが明らかとなっております。同会の理事で調査研究委員会委員長を務められている鈴木委員長は、認知症患者は、カフェに行くことで自分を認めてもらえる、ひきこもりがちな患者の居場所として重要である——これは先ほど課長がおっしゃったとおりだと思います——と指摘されております。その上で、先ほども申し上げましたが、介護保険を受けられるまでのつなぎの役目でもあることから、国や自治体が責任を持って支援をする必要があると私は思います。

認知症カフェは、イギリスやオランダの取り組みが知られております。カフェ形式による幅広い交流を通じ、進行をおくらせたり、家族が悩みを共有したりするほか、市民への理解を深める狙いもございます。地域の方が地域で運営をしていくことが理想ではありますが、従来の地域のサロン、拠点づくりのような感覚では、継続をしなかったり目的が果たせないなどの失敗する例も多々あるのであります。ささえあいセンターと連携をして、先ほども申し上げましたが、協力いただけるスタッフの募集、また人材の育成の場としても活用できるのではないのでしょうか。ケアパスの充実を図る上でも、カフェの実施・運営は大変重要な取り組みとなってまいります。運用について、再度市の見解を伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） ささえあいセンターにつきましては、今の認知症カフェの件とあわせて、ささえあいセンターを利用していただける会員の対象について、こういった地域で高齢者の福祉の活動してみえる方々についても、ささえあいセンターを利用可能だというふうに要綱を改正したところがございますので、今後、認知症カフェ、いわゆるふれあいサロンを設置し、運営し始めたときには、ささえあいセンターの協力会員さんにもお手伝いをいただくという方針でおります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 僕が言うまでもなく、そうするよと、そういう答弁でよかったのかなと思います。余りここで言っていると、ケアマネジャーさんに負担がかかっちゃう部分もありますけれども、あることが、あくまでも当事者の方に沿って行う事業だと思いますので、ぜひ29年までの5カ年となっていますけれども、できることから始めていただきたい、そのように思います。

次に、具体的な体制整備について伺ってまいります。

認知症の早期発見や適切な診断・治療ができる医療体制の強化も不可欠であります。国の認知症対策5カ年計画の目玉として期待をされているのが、認知症初期集中支援チームの創設であります。この支援チームは、看護師や保健師、作業療法士などの専門家で構成をするもので、地域包括支援センターなどに配置をし、認知症高齢者や家族に対して、自立をした

生活に向けたサポートを行うとされております。家庭訪問を通し、生活現場でさまざまな情報を収集して、本人や御家族の状態を理解するとともに、認知症の症状や病気の進行状況に沿った対応についてアドバイスをしたり、認知症ケアの適切な情報提供も行っていきます。

また、今回の5カ年計画には、認知症高齢者の自宅や施設への往診などにも当たり、早期診断を担う身近型認知症疾患医療センターの整備が盛り込まれております。身近型のセンター整備は、現在、173カ所ある認知症の早期診断・治療の拠点である認知症疾患医療センターに加えて、診療所や中小病院などが、かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携をするもので、新たに300カ所程度整備をし、3年後までに約500カ所にふやすとしております。現在、この海部地区には1件のみ、あま市の七宝病院が指定をされております。

しかし、介護・医療の現場は慢性的に人手不足にあえぐ現状に変わりはなく、新たな認知症対策を担う専門チームを創設するとありますが、人材をどう養成し、確保していくのかが大きな課題と言えます。しかも、受け皿として施設整備や在宅医療、介護の支援体制の強化が多く自治体でおこなっているのも紛れもない事実であります。

今後、認知症の高齢者が増加をしていく中で、住みなれた地域で生活を続けていくためには、今までの居住系サービスや在宅サービスに加え、24時間365日の定期巡回、随時対応サービスの大幅な拡充も待ったなしであります。国は具体的な目標や対策を明確に打ち出し、実現に向けて粘り強く取り組むべきであり、こうした動きに呼応して、それらを担う自治体は具体的な対応が求められていると思います。

以上のことから、3点まとめてお伺いをしたいと思います。

1つ目に、地域包括支援センターと連携をした専門チームによる訪問活動について。

2つ目に、地域で身近な認知症医療拠点について。

3つ目に、認知症高齢者のためのグループホーム、デイサービスについての現状の認識と今後の取り組みについて伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） それでは、3つの質問にお答えしたいと思います。

まず、包括支援センターと連携した専門チームによる訪問活動についてでございますが、認知症の方限定ではありませんけれども、地域包括支援センターによる、ひとり暮らしの方の安否確認や、88歳の方へのおたっしや訪問とあって、訪問活動を実施しております。

また、専門チームによる訪問活動でございますが、初期の段階で医療との連携のもと、認知症やその家族に対して個別の訪問を行い、支援を行う認知症初期集中支援チームというのがございますが、この設置については、今後の検討課題とさせていただきます。当面は、現在毎月開催しておりますケア会議において、個別のケースに対応してまいります。

2つ目の質問でございますけれども、地域で身近な認知症医療拠点については、七宝病院が愛知県からの委託を受け、認知症にかかわる専門医療、相談、鑑別診断、かかりつけ医等への研修、認知症疾患医療連携協議会の開催、認知症医療に関する情報発信を実施する認知症疾患医療センターを運営してみえます。ここは既に弥富市地域包括支援センターとの連携実績もあり、顔の見えるつながりも構築しております。さらに、海南病院には物忘れ外来が1カ所あり、今年度から2名体制で充実したということでございますので、受診などに利用していただくとよいと思います。

3つ目の質問でございますが、認知症高齢者のためのグループホーム、デイサービスについてですけれども、現在市内にはグループホーム3カ所、認知症対応型通所介護事業所、デイサービスでございますが1カ所ございます。グループホームは全部で6ユニット、54人の定員で、直近の状態では1床1室あきがあるということでございます。通所介護事業所の利用定員は12人となっております。

高齢化が進み、要介護認定者の増加が見込まれることから、今年度中に策定します第6期介護保険事業計画においては、認知症高齢者の方への対応として、グループホームの事業量をしっかり見込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いつだったか、地域包括ケアシステムのときにも質問させていただいた際に、24時間365日と。今は認知症の話ですけれども。そのときも結構需要が今のところないということでお聞きはしていました。今の体制で、要は施策そのものには、とりあえず、言葉は悪いですけど、事は足りているという認識でよかったですでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 先ほど市の認知症の方の実態ということで数を申し上げましたけれども、活動内容としては、現在、地域包括支援センターを中心に組み立てている内容だと考えております。よって、そのことだけのために人員を設置する必要があるほど対応しなきゃならない対象者がいるわけではないので、その他の業務を含めた業務量での人員の増員を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 実情に応じてつくって、必要であれば、もちろんつくらなければならないわけですので、いかにそれは市が今後、先ほど推移を出していただきましたけれども、現状を把握しているか、とれる体制を持っているかということですよ。これが充実しないと、先ほど言った、今で事が足りているという部分には、納得いくものにはならないので、そしたらそれで先ほど言った周知という部分では、市長を中心に全体で知っているみたいなことにならないと、また全体で連携をして、何かあったらすぐ予防に移れると、そうい

う状況をつくっていただくということがまず大事じゃないかなと。なってからでは、遅いという言い方はないですけども、御自身が一番大変でしょうし、また御家族が一番大変でしょうし、そうならないように、その体制をつくっていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、地域や近隣市町村との連携について伺ってまいります。

これは日常生活において、買い物や医療機関などで異常に気づいた場合、または徘徊で行方不明になった場合でも、市町村をまたぐことも十分に考えられることから、早期治療につながるため、事故を未然に防ぐためにも連携は欠かせないと考えからであります。また、地域での見守り体制を構築する上でも、関係機関、事業所、企業との連携は重要であります。また、最近は一ひとり暮らしの高齢者がふえております。ひとり暮らしの場合、症状の進行が見過ごされがちであります。病院で処方された薬をきちんと飲んでいるか、食事をきちんととれているか、お金の管理ができていかなど、日常生活を送る上で最低限確認できる体制づくりが急がれております。先ほど地域包括支援センターのほうで、ケア会議の中でこれは対応しているということです。

認知症対策における地域での取り組みについて、福岡県の大牟田市の取り組みがよく取り上げられております。認知症を否定的にとるのではなく、誰もがなり得る病気と捉え、徘徊を防止するのではなく、安心をして徘徊ができるまちづくりを目指すとしております。この取り組みは県下に広がり、広域的なネットワーク化が進められているそうです。取材レポートには、「認知症を地域で支える取り組みは、どこのまちでも優先されるべき私たちの課題です。だからこそ、今まさに行政が熱意と主体性を持って取り組むこと。介護や医療現場の専門職が本気で連携を進めること。そして、地域住民が我がまちの自分たちの暮らしのこととして手をとるということが求められております」とあります。

認知症による徘徊対策で、地域や企業、近隣市町村との連携について、現在の市の認識と対応を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症の方による徘徊対策での地域の連携でございますけれども、まず徘徊の発生について現状を申し上げます。

把握した事例につきましては、平成25年度が3件、今年度はもう5件ありました。いずれも早いうちに発見され、大事には至っておりません。通報者は、御家族であったりケアマネジャー、または介護サービス事業所であります。こういったことは、緊急性のあるものは家族の方からの警察への捜索願はもちろんのこと、市としましては防災無線を利用した臨時放送や市安全メールで対応したいと考えております。

広域的な連携については、愛知県と愛知県警は情報を共有する話がついており、各署へ周

知するとのことですから、弥富市としましても蟹江署と連携を図ってまいりたいと思います。それから、現在県では、SOS広域ネットワークの実施要領の策定に取りかかっています。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に追加答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今、私どもは、事業計画として第6期の介護事業計画、平成27年スタートの向こう3年間の事業計画を今つくっているところでございます。昨日も他の議員から、この計画に対して、今までの第5期の事業計画から後戻りしないような形でしっかり取り組んでくれということでお話がありました。私どもは、この事業計画の進捗状況につきまして、できましたら議員の皆様にも御提示申し上げて、一度、その具体的な4月から始まるところにおいて、いろいろと見ていただくのもいいかなあというふうに思っているところでございます。

また、要支援・要介護という形の中で、今、弥富市は1,700名近くの方が介護認定をいただいております。その中の特に要支援の1・2の段階の方における通所介護、あるいは訪問介護ということに対して自治体の役割が今後大きく変わってくるということが言われております。その辺のところ非常に大きなポイントになるというふうに思っております。

そしてまた、障がいをお持ちの方、あるいは先ほどから出ております認知症にかかってみえる方、こういった方が非常に多くなっているということでございます。1,700名のうちの中でもたくさんお見えになると同時に、潜在的に、介護認定をいただいていないとか、介護認定までいってないという状況の中での認知症の方が700名ぐらいお見えになるだろうというふうにも思っております。こうした方たちをどのように私たちは救っていくかということについても真剣に考えていかなきゃならないし、あるいはまた家族の方も大変御心配だろうというふうにも思っているわけです。

こういった形の中において、家族の方も、まだ積極的に前へ出られないというような状況もあるものですから、こういった家族に対して我々としての介護支援をしていかなきゃならないのではないかなあというふうに思っております。ちょっと言葉が大きいかもしれませんが、人に優しいまちづくりをしていくという形について、議員各位の御協力もお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長から、人に優しいまちづくりをしていく、その上で現在、よくこの介護保険制度の改正で要支援1・2、支援切りだという批判もございます。これは大きな社会的な、高齢者がふえている、医療の増大、さまざまな問題がある中で、どう対応していくのかというところを今回考えられたわけですね。予防介護をしていこうと。予防

をまずしていこうと。今ある方のサービスをなくすというわけじゃない。これはあくまでも地方自治体で見えていかないかん部分もあるわけですけども、その前にふえる要素を何とかしていこうじゃないかというところに一番の重きが置かれているんじゃないかなあと私は理解していますし、今の市長の御答弁も、そういうことだと理解をしております。

その上で、認知症の話に戻るんですけども、先ほど課長から、25年が3件で、ことしはもう既に5件、徘徊による一つの保護されたわけですね。大事に至らなくて本当によかったわけなんですけれども。こういう取り組みが、今後弥富市の中で、また近隣の中でどう対応していきゃいいのかというところだと思うんです。

ちょっと、本当はやめておこうかなと思ったんですけど、大牟田市の取り組みを一部御紹介したいと思います。結構感動的ですので。

「安心をして徘徊ができるまち大牟田市」とパンフレットにまず書いてあります。住民全体で意識を変えていこうと、10年ほど前から取り組んでおられます。例えば、1人の方が徘徊で出てしまったとします。弥富市の場合ですと、先ほど課長からありました。御心配な家族が警察に捜索願を出される、またデイサービスの方がいないな、介護をされている方がいないな、捜索願を出される。その後、市の安全メールで市の全域に流される。ここまでは、ある意味当然といえば当然なんですけれども、この大牟田市というところは、それで終わらない。先ほど警察機関とも連携をこれからとっていくと。今も実際はとっていらっしゃると思うんですけども。

まず、先ほど企業にできたら認知症サポーターの講習を受けていただいて、受けていただくと同時に、ネットワークの構築とさっきおっしゃいました。これは県が主導のものだと思うんですけども、できましたら市は市で、弥富市で安心ネットワークを構築していくべきだと。そういう意味で、この大牟田市では、一気に、駅やバス、タクシー、商店街、企業、郵便局とありとあらゆるところにファクスが、登録されてありますからファクスが行くわけです。こういう仕事の方というのは常に人を見ていらっしゃいますので、ちょっとまちの前を何か意味もなく歩いているなどと思ったら、ふと気づくみたいな感じです。情報の内容は、徘徊で行方不明となった方の名前、年齢、性別、出かけたきの服装、体の背丈とか、徘徊歴はどれぐらいかと、そういった情報提供シートというのが、その職場にファクスで流れます。

これだけではないんです。先ほど市は安全メールが流れるとおっしゃいました。実は市役所からもっと多くの人に、大牟田市ではあらかじめ4,000名近い人が、徘徊を阻止するというチームが、一般市民です、チームといっても、そういう方が登録をされていて、先ほどの情報を一斉に受け取ることになります。4,000人の中には、会社勤めの方もいらっしゃれば、工場の方もいらっしゃいます。女子高生や中学生、主婦もいます。誰かが見つけるかもしれ

ません。みんなで1人を探そうじゃないか、そういう仕組みができ上がっているということなんです。これが、先ほど愛知県もSOSネットワークとおっしゃいましたけど、徘徊SOSネットワークというのが、この大牟田市にございます。これがまた縦横に機能もしているというところが、ここのすばらしいところじゃないかなと。

ここの取り組みのすごいところは、去年、弥富が25年が3人で、ことしがもう5名だとおっしゃって、昨年1年間で保護された方は22名だと。ここは、かなり高齢化率が高いところなんです。22名の命が助かっているということで、この取り組みのすごいところは、仕組みをつくっておしまいでは終わらないということです。常に訓練を行ってまして、これはちょっと弥富でできるのかどうかというのはありますけれども、ことしは何と2,000人の市民の方が参加をして訓練を行っております。これは模擬訓練といいまして、実際に高齢者の方に徘徊者役になっていただいて、本当に市内のどこかを歩いていただくわけです。情報を流します。その情報で、ネットワークのシステムで何分で見つけられるのかというところを訓練されるそうです。ことしの場合は、1時間45分で見つけることができたそうです。

また、こんなエピソードもございます。平成18年の模擬訓練では、訓練中にハプニングが起きました。実際に小学生の子供さんが、朝から出て行って帰ってこないという捜索願が出されました。訓練を中止して子供の捜査に切りかえられたそうです。その後、皆さんの協力を得て子供は無事に保護をされた。これが認知症高齢者のための地域づくりをしてでき上がったSOSネットワークなんだけれども、それだけでは終わらないということですよ。実際にはさまざまな地域の困り事とかいうところもしっかり皆さんに浸透されて、さまざまな地域の出来事にも対応ができることが、かかわる方全員が実感をできたということだそうです。

ここにはちょっと細かいことが、本当は手書きの原稿もあるんですけど、読まないですけど、声のかけ方というのも実はあります。これはもちろん現在、地域包括支援センターのほうだとか、またケアマネさん等に、実際にサポートを受ける上で御講義をされると思います。その中でしっかり対応の仕方をやっていかなきゃならない。だから、ネットワークの構築といいましても、本当に意味のある構築にするためには、先ほど言いました本当の意味でのケアパスをつくっていく上では、弥富市全体でかかわっていくものが必要じゃないかなあと。逆にみんながその問題を自分たちの問題なんだと提起して、逆に行政のほうに、こうしてもらったほうが助かるんやけどなあとか、こういう役も渡してくれんかといところまで行くことが一つの流れじゃないかなあとと思います。もちろん、これは市が責任を持ってやるということなんですけれども、あくまでも主導で、やる側が受け身でおれば絶対解決しないと思うんです。ここを何とかそうならないように市として取り組んでいただきたい。

本当はここで最終的に市長の総評をいただこうと思っていましたので、よろしく願いを

いたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど少し言い忘れた部分も含めてお話をさせていただきわけでございますけれども、私どもは海南病院さんに地域包括支援センター業務を委託しております。そうした形の中で、今までは海南病院にそのセンターはあるわけでございますけれども、そこまで来ていただいて相談を受けていたということがあるわけでございますけれども、これを支援センターから出向いていく。出向いて行って、それぞれの自治会の中で認知症の予防というような話をセンターの担当者の方にさせていただくということを今積極的にやっております。介護に対して、あるいは認知症等について自治会の中で、そのような話を地域包括支援センターのほうへ御案内いただいて、ぜひこのところへ来ていただいて、みんな集まっていただいて、その予防策についてお話を聞いていくと。

つい先日も、私の地元の自治会のほうでやっていただきました。大変な人気でございまして、私、認知症かしらというような方が、そういうような話も踏まえて楽しく、末藤さんという方が担当されるわけでございますけれども、非常に有意義だなあというふうに思っております。もう少しそういうことをふだんの生活の中で、もっともっとやっていかないと、なかなか認知症の予防にもならないというふうにも思っております。そうした形の中で、この地域包括支援センターの役割というものも十分活用していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、高齢化社会をどう支えていくかということは、大変な時代になっております。議員各位の御協力もいただきながら、本当に人に優しいまちづくりをしていかなきゃならんというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長がおっしゃっていただいたとおりだと思いますし、前のささえあいセンター事業のときも、市長が最後におっしゃってました。各課の壁を乗り越えて、市全体で取り組むべき課題であろうと。まさにそのとおりだと思います。かけ声だけで終わらない、形だけで終わらないように、そこに人が介在して生きた活動、生きた政策というものになっていただかないと成果も上がらないだろうと思っております。この問題に取りかかるに当たっては、余りにもテーマが大き過ぎて、5カ年計画に沿った市の進捗を聞くに当たるぐらいでしかここでは質問ができません。

今後は今現在、認知症の患者さんを抱えていらっしゃる御家族がいらっしゃる、一番困っているのはもちろん御本人だと。そこに我々の視点をしっかり置いて、また介護される御家族の方、地域の方、その方が言えないわとか、地域の誰にも言えないわ、頼れないわと、そういうものじゃなくて、支え合う部分をしっかりと支え合ってやっていかないといけないなど。そういう制度になっていくよう、今後もまた質問をしっかりとしていきたいと思っております。

情報をしっかりここで共有しながら、聞いていらっしゃる市民の方にも、いやそうじゃないぞという方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひどんどん御意見をいただきながらいいものを構築していきたい、そのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、3点ほど質問をさせていただきます。簡単な質問ですので、簡潔に明瞭にお答えをいただきますことをお願い申し上げておきたいと思っております。

最初に、治水安全対策の関係でございます。

私ども今、大きな災害、東海地震なり南海トラフの議論は多くされています。今、私どもの日本の風土は、大変豪雨だとか、ひょうだとか、いろんな形で災害が起きている状況ですが、今日の私どもの状況に対して、まずこの状況は弥富市においても異常なのかどうか、ちょっと冒頭にお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 特にお盆過ぎの台風11号以降の梅雨前線が日本の上空に停滞し、ゲリラ的な豪雨であるとか、あるいは土砂災害というようなことが全国各地で起きているわけでございます。そういった状況の中で、どこでゲリラ豪雨があってもおかしくない中で、私どもは湛水防除事業である排水機の維持管理ということについて、しっかりとその土地改良の方々に管理をしていただいておりますけれども、お願いをしておるところでございます。また、それぞれの個々の土地改良区の中におきましては、ゲリラ的な豪雨ということについては、1時間当たり50ミリ以上、あるいは70ミリ以上というような状況になったときには大変心配をしていかなきゃならないというふうに思っております。そうした形の中には、水門の管理とか、いわゆるとまい管理というものをしっかりやっておかないと、排水機の機能の問題からしても、これはどこかで冠水をしたり、床下浸水をしたりというようなことが起こりかねないというふうに思っております。しかし、幸いなことに、今のところこの夏に関しては、そう大きな被害はないというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長も、この状況というのは、ここ数年の中で異常ではない、いつ起きてもおかしくないというお話。今、特にことし、広島なり、高山なり、あわせて三重県菰野、ここも浸水状況、いわゆる災害状況。それで、これ地球温暖化の関係等もあるわけですからけれども、その変化の中に、今、私どもからしてもこの状況は、今までは想定外だと言われていたわけですが、想定でないという分は、私ども市民も、また気象庁においても、そのような判断がされているのが現状だと私は思っています。

それで私は特に今回、治水問題について、弥富市としては湛水事業だとか地盤沈下対策において、今日までいろんな形で整備がされてきたことを私も承知をしております。しかし、本当にこれで弥富が、今、日ごろこの状況の中でいけるのかということはあるのかなと思うことが四、五点ございます。

それはなぜかといいますと、市街化区域の中で、住宅、市街化ができていました。そして、多くの家が建ってきています。そして、さらにはその状況の中で、排水問題、とりわけて農地などにおけるところの底張り、全体的な弥富市として地盤に対する浸透式な状況ではない。このことが1つ課題ではないのかなあと。

私は今回のこの質問の中に、一体23年以降、何件家が、何平米、いわゆるそういう状況が失われつつあるのかということをもまず1点目にお伺いしていきたいと思えます。

○議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市街地の宅地が進められて、23年度以降の農地面積の転用について御報告させていただきたいと思えます。

市街化区域内の農地の転用状況でございますが、平成23年度から本年9月1日現在でございますが169件、面積は8万2,871平米となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、お答えいただきました、169件、8万2,000平米。これは大変な数字だと思うんですね。それで、とりわけてこういうまた質問になるわけですがけれども、この状況の中で、例えば道路の冠水、自宅への浸水状況というのはあったかなかったか。あったとするなら、何件ありますかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 最初に、家屋への浸水につきまして御報告させていただきます。

過去に玄関先まで水が浸水した事例もありますが、ここ数年につきましては家屋の浸水被害については確認しておりません。

次に、道路への冠水の件数でございますが、道路管理者が把握しております昨年の9月4日の大雨によりまして10件ございました。冠水の場所でございますが、前ヶ須町地内で、よ

しや商店さん付近。次に、鯛浦町下六地内で、銀座通り、セブンイレブン北付近でございます。続いて、鯛浦町中六地内の中六隧道、そして中六公民館付近、ヤオタツさんの北付近。五明地内におきましては、五明2丁目のニッケゴルフクラブ北西側付近、それからサトウ鉄工所さん付近でございます。そして、鯛浦町南前新田付近では、やまひこさんの付近でございます。最後に佐古木でございますが、龍頭公園付近が冠水したということで御報告をいただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、箇所別的な状況などをお伺いしました。

このほかにも、今言われているのは平島地区、大変増水があつて、浸水はないけれども、このごろこれは危険だなあという住民からの御意見がありました。あわせて五明も、ニッケの付近だというお話と同時に、地理的状況の中で、いわゆるかまぼこ形というか、山でいうなら火山のようにへっこんだところが、この市街化ができてしまつて、それぞれ排水ができていくというところがあります。また、私ども五之三の付近も、それぞれ水路の状況は余りよくない。だから、道路へ冠水をしていく。実は私の裏もそうなんですけれども、道路まで水が来る。こういう状況にあるわけですね。

それで、私はこの変化は、ただ異常気象だけでなく、私どものまちづくりの中からも、今、ここで再検討する必要があるんじゃないかと思うわけでありまして。そのために、特に私も水路についても、またどんな状況なのかということも少し見てみませんが、状況的に見て、高齢化をしてきた団地付近、住宅地、今まで地域でもって水路に対するお互い年2回ほどの水路管理といいますか、清掃などをやってきたところもあるし、また農業水路においては、湛水事業と同時に水と緑という私的行為があるわけなんですけれども、のり面においては、大型化された機械のもとにおいて預託、農政のほうではそれを推進すると言われるけれども、地権者から手が離れて耕作者がかかわると。そのことによるところの管理と使用という問題も含みながら、いわゆる土が流れ込んでいます。こういう状況が見られるというのが、今、弥富市の現状じゃないかと思うんです。

このときに、昨日、市長は施策面として、この弥富市の豊かな財政を見て、いろんな施策を今後考えていきたいというお話がありました。私は市長の施策に対して反対する気もございません、市長。でも、このような日ごろ水に冒される地域があるということ、これこそ今、本当に取り組んでいただく事項ではないのかなあと。とりわけて、市長のところに報告があったかどうかわかりません。過日6日にも銀座で、水門をあけるために市の職員が夜出て、あけていただいたことによって浸入が防げました。これは本当にあったことで、市長も御存じだとは思っていますよ。

そのような状況を考えたときに、これはやっぱり、今本当に真剣に市のまちづくり、豊か

な緑と水、そして住みやすいまちづくり、希望の持てるまち、このことを考えたときに、これは何が何でも、私は冒頭に質問いたしましたように、この水に対する考え方をきちっと改めて再認識をしていただきながら、この対策をしていただきたい。管理をしていただきたい。

住民もそれなりに努力をしているわけですが、時に、過日、中六でもあったんじゃないかなあと考えていますが、ごみが流れて、それが水をせきとめて浸水に至りかけた。もう1つは、これも私は2年か3年ほど前にも申し上げました。今、弥富の農協の支店の横の水路。あそこの除堤といいますか、周りは草まるけなんですね。それで、これも石川部長にお答えいただくことになるかもしれませんが、この現行というか、おもしろをしたときに、この辺は危ないです、こういう状況ですと申し上げたんですね。それで、調査をしていただいたとは思っていますけれども、柵板が欠けている、石垣がずれている、こういう状況があるわけですね。

それで、これは今本当にそのことを放置しながら、この水に対応していくとなると、浄化槽、そして駐車場、それから家屋への浸入、あわせて次は何が起きるかという、田んぼと道路が冠水をしたときに、水が張っていますと田んぼの中へ落ちますよ、人が。これは本当なんです。私も経験があるんですけど、雪の降った山の中へ実は自動車で行きました。ここは道路だろうなあと考えて自動車で走っておったら、田んぼの上を走っておったんですよ。そのために事故を起こしたことがあります、私自身。

だから、泥水になっているとすると、そこへはまっちゃう。このことは、より田んぼが少なくなってくるとなると、田んぼへ水が集まってくるんですね。そうすると、側溝という役割と排水路という役割を見直していかなきゃならない。今、下水道は、じゃあどちらへ行っているのか。工事計画はどうなっているか。そのこととは別にしましても、今、この豪雨に対する1つの備えからすると、その現象面は現実ではないのかなと思っていますし、現実には起きているんですよ。ますます27年7月1日に向けて市街化は拡大をされていきますね。いわゆる農地は減っていきます。そういったときに、私はこの市街化区域と農地という管理について、もう一度どんな形で行われているかということについて、今の現状で結構ですが、御説明を願いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 排水路の管理につきましては、不定期ではございますが、職員、それから土地改良区のほうにお願いしてパトロールをしておる状況でございます、なおかつ地元の区長さん、区長補助員さんの方から申請なり、住民の方より情報提供をしていただいております。危険な場所等は緊急修繕し、再整備や、しゅんせつ、草刈り等は、地元申請によりまして、予算の範囲内で対応しているのが今の現状でございます。

また、弥富市の市街地の幹線排水路におきましては、他の都市で多く採用されております、

先ほど市長からも話がございましたが、5年の確率で1時間に50ミリの流下能力を計算しております。しかし、現状といたしましては、先ほど議員が申されましたように、ゲリラ豪雨と言われるような短時間で、これ以上の降雨がたびたびございます。市街地の開発が進んでいなかったときには、田んぼや金魚池等が流出抑制をしておりましたが、現在、開発が進みまして、そのような土地が減ってきたこともありまして、道路等の冠水が生じておるのが現状でございます。

そのほかにも、市街地の排水路には、農業用の角落としといたしましてとまいが設置されておまして、これにつきましては、通常の適正な管理がされているわけでございますが、急なこういった豪雨的なものに対しては、すぐ処置ができないということから、なかなかうまくいっていないような状況もございますが、水路内の流水を阻害する草とか不法投棄等、土砂の堆積につきましては、計画どおり流れていないのが、議員が言われますような状況でございます。

のり面につきましても、雑草等が繁殖しておまして、水路内に入り込み、障がいとなっております場合もございます。その都度、土地改良区なり鉄道事業者のほうにも対処していただくよう依頼を申しておるところでございます。

これからの対策といたしましては、水路の幅員を、できれば、用地があれば幅員を広げるなど、流下能力を上げる方法もございますが、これには莫大なる費用と時間がかかりますので、今現在ではちょっと考えておりませんが、現段階では維持管理の中で最大限の機能が果たせるよう、地元施設の管理を適正にさせていただくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

また現在、小島地区でございますが、排水ポンプ・排水管が老朽化しておまして使用できなくなっている状況でございますが、これにおきまして、こういった豪雨に対応できるよう、一時的にこういった豪雨のときに排水できるように、立田の悪水土地改良区のほうと協議をしております。

今後も、排水障害物の撤去や老朽化に対しまして、施設の修繕・更新により、排水を確保するための維持管理をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今までは、それを継続的にさらにという話はわかるんですが、現実にはこの雑草が水路をとめると。除堤が例えば、全く土があって上から草が落ち込んでおると。この管理は、草の生えない市街化区域の中の、1つは管理をさせる。例えば開発行為は、弥富土地改良区の中では、その除堤については、借りた人がやるというふうに決めているそうですね。だけど、やってない。現実。だから、お話は聞いたけれども、そういうところは

ありますわ。だとするなら、そういうところに対して管理・指導をするのはどこなんですかという、わかりますわな、部長。首を振ってもらえば。でも、そのことだけで私たちは言うんじゃない。やはり地域に向かっても、それぞれ協力をさせていただく部分と、管理をする部分において、点検だとか、それぞれの状況の認識、調査は、土地改良さんもきちっとしてもらわないかん。土地改良さん。自転車が水路に落ちとったって知らん顔をしておるわ、魚を養殖しておるような水路があったって知らん顔をしておるわ、これは現実ですよ。そして、例えば目に見えたら、柵板が欠けておっても知らん顔をしておる。地域から要求をしなければやってくれないのかと。そうじゃないと思うんですよ、私は。目についたところは、維持管理としての役割があるんじゃないですか、具体的に。ですから、そういうことに対して、前にも申し上げましたけれども、土地改良さん、事務局が見えるというか、おるといいう言いは失礼かもしれん。そういう部分の指導・管理というものを徹底的にすべきですよ。弥富市もそれなりの補助金を。

もう1つは、水門の問題です。私は3年ほど前にも申し上げました。鈴鹿の排水路管理はコンピューター管理になっておる。鈴鹿地域における加佐登あたり。ですから、そうしますと、増水をしていくときに、非常な箇所だけあくわけですよ。それが故障すれば、1つは問題点としてはあるかもしれん。そういうところへ私はお金をかけていただきたい。なぜかという、きのうも税務課さんから言われることは、固定資産税は所得よりも増収になったと。税金は市民へ返していくわけでしょう。とりわけて今回、市街化区域においてそういう状況があったとするなら、そこへ投資をするべきではないのか。3年先か、2年先か、南海トラフの問題じゃなしに、日常生活の中で起きている障がい徹底的に解決してこそ、弥富市のまちづくりは立派だなと。地価も上がります。住みやすいな、水がもうこれで来んようなまちなら、ここへもう1軒余分に建てようかという形になるんじゃないですか。今、弥富市の地価が、余りいい評価もないというのは、そういう状況下もあるんじゃないかなという気がします。ですから、そのことを含んで、市長、ここは市長の気迫ある施策実行のために、今、実現をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私も8月の11号台風のときには、職員と一緒に市内を回りました。冠水をするとか、あるいは水が出るというところにつきましては、先ほども一番最初に話ししましたように、地域としては特定できるというような状況があるものですから、いつも雨になりますと心配ですので、必ずそこを職員に回るようにと、監視するように話をしているところでございます。そして、私も実際に一緒になって行動したわけでございますけれども、残念ながら、とまい水門があげてなかったという状況の中で、道路にあわや冠水というような状況でございませ

た。近くの住宅の皆さんに、大変御心配をかけたということも事実としてございます。

そうした形の中においては、特に弥富土地改良区の状況の中においては、調整区域と市街化区域の中で御担当がそれぞれお見えになるというような状況でございますので、土地改良区の事務局長に、その辺のところについて徹底していただくようお願いをしたわけでございますけれども、実際、そうした形の中で管理をしていただいている方が大変高齢化してみえるというような状況もございますので、今、職員と、ここここにつきましては機械化にしていこうと、水門を機械化にしていこうということを今検討しておる最中でございます。例えば、具体的にはJRの西弥生台のところの水門について機械化ができないとか、それと同時に立田悪水のところに放水できるような臨時的なポンプが設置できないかというようなことについても検討していこうということで、いずれにいたしましても、そういうものに頼っていかないと安全性がなかなか保てないというのがございますので、一度総点検をしながら、しっかりと水門管理をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長から答弁いただきましたが、今本当に機械化といいますか、私も鈴鹿へきょうまで行こうかなと思ったんですけれども、私の近くにそのコンピューター関係の委託を受けている人が見えまして、その人がそういう話を聞かせてくださった。これはいい話だなあということを二、三年前にも申し上げたけれども、なかなか実行されていない。しかし、それはそれとして、今後本当に総合的に点検をしていただいて、市民も努力をするが、そういうようなごみの捨てられないようなまちと、あわせて草の生えないような対策は、特に市街化区域の中ではしていただいて、その地権者がかわる部分における指導だとか、より一層監視をしていただきたいということをお願い申し上げておきます。

私はたまたま治水関係で申し上げましたけれども、もう1つだけ市長に申し上げておきたいと思うことがあるんですわ。

今、防災関係で、いろんな形で高い山の中へ逃げようという話があるんですね、ゼロメートル地帯だから。だけどこれ、国交省さんの話になって申しわけありませんけれども、尾張大橋、平成14年ごろからかけかえの話が出ていたんですよね。明治8年にできた橋です、伊勢大橋も、尾張大橋も。

〔発言する者あり〕

○17番（伊藤正信君） 昭和でしたか、ごめんなさい。その状況の中で、ちょっと年代を間違えたことをおわびしますが、耐震テストをしてないんです。それで国交省に、あなた方、耐震テストしなくて、地方自治で3年以内に地域の中でやると。ゼロメートル地帯から、どうやって山の中に逃げるんですかと。尾張大橋、伊勢大橋、私たち弥富の市民としては命の綱ですよと、こう言ったんです。通れるように努力をしますと、こんな程度なんですよ。そ

れで私は、そのことでどうこう言うわけじゃないんですけども、私たちはそういう命がある。多分、弥富市民からすれば、自動車で渡れば渋滞で、15キロあれば時速2キロから3キロしか走れんと。そしたらまずそれは、本当の地震と津波の避難対策にはならないだろうというふうに受けとめざるを得ないのかなあとと思いますが、しかし私たちは、日光川からあわせて木曾川の状況の中でいけば、堤防を通す橋というのは重大な箇所なんですよね。それで市長また、その機会に、私たちが安心して暮らせる、渡れるような橋に要望をしていただきたいということをまず、そこだけ申し上げます。

ということで次に、私は2点目に入らせていただきます。

行政と市長、協働のまちづくりですが、これはいろんな形で地域の活性化のためには、それぞれお金も投資をしていただき、今もそれぞれのコミュニティの中で努力をされていると。このことは、まちづくりの大きな活性化の方向性を示す形での課題だというふうに定められて、市長も、市の総合計画の中にも自治基本条例を制定しようということになっています。それで、とりわけて市民の皆さん方から、少し課題といたしますか、不透明さといたしますか、聞いてほしいという話があることは、市議会などに対する委員の任命の関係ですが、いろんな形で、2つ、3つ一緒に肩書をお持ちの人がお見えになるんじゃないかと。これはどういう形なのかと。極端なことを言うと、市長のこれは推薦者かと。

任命行為は市長にありますよと。だけど、地域の皆さん方と同時に、市の職員の幹部の皆さんの推薦もあることは事実だろうと私も認識をしていますが、しかしその選考に対する基準などは、審議会の、これは自治法で多くの市町が定めているんですよね。今、総務部長が首を振っていますけれども、私は地方自治法の基本条例が定められたところで条文を読んでいます、現実には。だから、規則に定めるから、それでいいというものじゃないとは思っています。しかし、より協働のまちづくりをするためには、不透明な部分は透明にしていかなければならない。そして、総務省もあわせて、議会も基本条例もそうですし、自治も自治基本条例の中で、議会と、その中身について定める。だから、議会の基本条例は、本来は地方自治の基本条例と同じ状況の中のものがあるわけですね。そうすると、議会の議論も、市民の議論も、1つの方向性が定められるというふうに私は認識をしたいと思っています。

ここに間違いがあるかどうか、私の認識について御答弁を願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、自治基本条例ということにつきまして、少し私の見解を御答弁していきたい、お話ししていきたいというふうに思っております。

私も、この市長選を最初に戦うときに、自治基本条例という形のを掲げさせていただいたことを明確に記憶しておるわけでございます。大切なことは、市民が主体となって自治の実現を図っていこうということが、その主な目的だろうというふうに思うわけございま

す。しかし、この自治基本条例をその後勉強させていただく上においては、これは大変難しいことでもあるということに気がついているときでもあります。これは、先ほど言いました市民主体のという形でございますけれども、それ以外として、市民と、議会と、執行権者の役割と責任をどうしていくか。そしてまた、先ほど言われましたけれども、参画と協働による自治運営の基本をどうしていくかというようなことに対して、これはしっかりとそのところを確認していかないと難しい。これは、市民主体というのは大変結構なことでございますけれども、自治基本条例は私たち、あるいは議会という議員の皆さんも責任を負っていかなくちゃいけない。そしてまた、これが市民主体という形になると、市民の皆様にも責任がかかってくるというような状況のものがあるわけでございます。

そうした形の中において、私どもといたしましては、自治会の区長さんとか区長補助員さんに、さまざまな形で行政のお手伝いをさせていただいております。また、議会の中におきましては、議会基本条例を定められて、その中で市民との連携がどうあるべきかということは、皆さんのほうが定めてみえると思います。そういう状況の中で、私たちは年に1度、3回ほど、3日間ぐらいかけて、出前講座という形でやっております。そして、さまざまな協議会、審議会という状況の中においては、公募という形の中で市民に参加していただいて御意見をいろいろといただくというようなことをやっているわけです。本当にそれだけで市民と一体的ないろんな問題について、責務というところまで持っていけるか。これは大変難しい。

例えば議会の皆さんも、大変失礼ですけれども、市民の皆様との話し合いの場としてタウンミーティングを開催してみえる。これは年1回開催してみえるわけでございますけれども、先ほどの私たちの出前講座と同様に、年1回の開催で本当に議会と市民という形の連携がとれているかどうか。これはそれぞれの立場でお考えもいただきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、この自治基本条例を定めていく上においては、もっともっと本当に市民が自分からみずからこういったことに対して参加していこうという機運を私たち執行権者、あるいは議員の皆さんが一緒になって作り出していないと、なかなか市民の皆さんに対して、その責任を負うというところまではいかないんじゃないかなあというふうに今思っているところでございます。そうした状況の中においては、しっかりとこの自治基本条例ということについては今後も考えていきたいというふうに思っております。

また、審議会、協議会という形の中で、今、議員がおっしゃるように、同一人物の委員兼務というようなことをおっしゃいました。これは、議会改革のほうで議員の皆様方についても、議員として、審議会、協議会、委員会ということについての参加ということについては、定めるところ以外のものについては、基本的にはもう出席しないという状況になってまいりました。私たちも同一人物が、いわゆる充て職のようにお願いをしていくということについ

ては、これは反省という状況の中で今取り組んでいるところでございます。

そうした形の中で、もっともっといろいろな意見、いろいろな知識をお持ちの市民の皆さんがお見えになるわけでございますので、そういう人たちを私たちは発掘していかなきゃならないし、また自治会のほうからも、そういう声を出していただきたい。そういうことが積極的にできれば、この自治基本条例に対する糸口ができるかなあと考えておりますので、そんなことを議会の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 趣旨ということについては、まちづくりの基本を基本条例の中に、みんなで考え、みんなで作ろうと。市長がおっしゃっていることも、私も理解はします。

しかしながら、市民の皆さん方が見て、例えば一、二点の問題点を申し上げておきたいと思うんですけども、補助団体の事業所ですね。じゃあ、事業経費と執務経費との割合の中で、市が補助金を出していくときに、何%というか何割程度の形の中で組織運営がされて、その状況の中に市の管理権はどうあるのか。民間資本だと、例えば50%以上の子会社は親会社の人事権ですよ、市長。幹部は。これは事実なんです。そうすると、執行責任と同時に、それぞれの役に対する人の配置も考えられる。出すとすると、私どもの弥富市におけるところの税の、税だけでないかもしれませんが、予算補助をしているところなどがあるわけです。そういうところが、農政課にも申し上げたんですが、雇用、就業規則、一体土地改良さんはどうなっておるんやということも聞きたいわけです。前にも言われました。そこに働く人は、市並みの労働条件で退職金だと。そうすると、私どもの議会審議においても、そういう箇所における、例えば組織運営と同時に事業運営は、もう少しこの基本条例の中でも定めていく必要があるんじゃないですか。

例えば、市の職員は30歳までですよ。25歳までですよ。公務員並みの採用条件。これは人事勧告、人事規定のもとで、今は特殊技能、それぞれの技能を持つ人は何歳とは制限がありませんが、そういう状況の中にあるわけです。しかし、今私たち議会は議論をしておるときに、土地改良問題だけでないかもしれんけれども、より効率的な見直し方をしていこうとするときに、そこに配置される人の事業者の考え方、その組織団体の考え方、例えば議会議員がそこへ入っていくようなことがあっては、私は1つは課題があるんじゃないかと。それはなぜかという、行政委員という立場、選挙で選ばれた私たち議会議員と同時に、そういう人たちが入っていくことは、農業委員もしかりですわ、農業委員もいわゆる行政委員です。そういうときにおける、弥富市は弥富市なりの議論として、そういうものを定めていくことによって、地域の皆さん方から、そういう部分について、その人が有能であることは今でも間違いのないかもしれませんが、誤解を招くことはないわけです。ということは、

公選法などにおいて地位利用と権力、ここは公選法の基本があるわけですね。そのときに、区長補助さん、区長さん、あわせて行政委員。行政委員と言われる委員会のメンバーは特別職だというのは、これは総務部長、間違いないね。特別職だという字句は、いいですね。頭を振ってみえますで確認しますよ。

私、なぜそういうことを言うかということ、そういうところに、弥富市民、皆さん多くの有能な人たちが見えるんです、お互いに。また、その力を発揮していただくことが行政の大きな力になるんじゃないかなと。こんなことを思いながら、充て職だと言わずとも、例えばそういう予測される、いろんな形で兼職のような形で、その地位を宛てがわれる人たち、ここはまずいようなことがあると思います。

もう1つ、今回ここは市民の方から受けたこと。これは私はちょっと勘違いをしておるかもしれませんが、農業委員の選挙で公示義務。これ公示義務はどうやってやったんですか、総務部長。方法。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 農業委員会の選挙の公示につきましては、私ども掲示板のほうに告知をしまして周知させていただいたということにとどまっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 公示は、内容的な部分は怎么样了ですか。公示は掲示板でやったと。選挙法に基づく公示ということをお存じでしょう。公示は一般的に義務づけはないけれども、選挙の方法だとか、違反はしてはいけませんだとか、そういう部分を一般的には有権者に知らしめる義務があるんですよ。おたくらは行政をやってみえるで、わかると思うけれども。公示。告知じゃない公示。今はそんな議論は終わったことやでいいですが、そういうことも含みながら、見える行政、透明な行政として、私は多少、反省をしていただくことがあるのかなあと、そのことを申し上げておきます。

だから、私は市民と協働のまちづくりをするということは、細心の注意を払って、行政委員になる人、地域のそれぞれの役を担っていただく人たちも、お互いにそのことを認識できる。そして、組織というのは、一番肝心なことは、議論の積み重ねの結果生まれたものを、そこに集う、その組織に参加する、市でいうなら市民に伝える義務がある。私たち議会もそうだと思う。しかし、市もそのことは責任があるわけでしょう。行政をつかさどっていく上においては。参加をした人たちが市民に報告もできないような組織なら、いわゆる検討じゃないと私は思います。それはそれぞれの個性もありましょう。でも、公的にいえば、市長がおっしゃったように、それは年に3回報告がある。だけど、そのことよりも市長にお願いしたいことは、時間がないんだけど、またそういう機会も今後は一層深めていただく。これは要望ですが、こう思っておりますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは全くおわびになるわけでございますけれども、農業委員の公選という形の中での公示の問題等におきましては、私どもとしては過去の慣習というところに頼り過ぎていたということが大なる反省でございます。ここ数年来、十数年来ですか、ほとんど選挙がないというような状況というものを、思い込みという形の中で、そういった形の中で過去の慣習はそういうふうであったということで、基本的にはいろんなツールを通じて農業委員の選出という形に対してやらなかったということについては、深く反省を申し上げます。今後、二度とこういうことのないように、明確に公示をし、そして具体的な選挙ということに対しては、これは市の責任としてやっていかなきゃならないということだと思っておりますので、大変御心配をかけまして、ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長から今、今後の対応については努力をしていく、わかるようにしていきたいという話ですが、私たちは今農業問題、特にざっと7割と言われる農業関係におけるところの地域のそれぞれの基盤の中での話ですし、やはり関心のある人は関心がある。だから、組織で議論されて出てくる人たちは、これはそのような決めの中だから、それは私はやむを得ないと思う。一般選挙においては、公選法をつかさどるということになればこそ、そのことはきちっとやっていただく。そういうことがきょう、質問の中での市民との協働のまちづくりというのは、できる限りお互いに認識をしながら、市民との共生のあるまちづくりをお願いしたいと。

最後になりまして申しわけありませんが、地方の中核拠点都市圏の問題です。この問題は、私、市長の見解を求めたかったことなんですけれども、求めますが、最後には。いわゆる第3次の地方分権におけるところの答申の内容なんですね。今、政府・自民党の施策の中で、地方が格差ができています。そのことの中でいかにあるべきかということで、この間うち大臣が新しくできた。そういうことを含みながら、地方の中核的な都市と農村の交流を深めていこうということで起き得る、そして各市町の財政的な援助にもなる、活性化にもなるという施策だということで、この地方中核拠点都市圏づくりということですが、ただ人口20万という中核都市などの制限がございますが、この問題を通したときに、きのうでしたか、市長が、海部地域における一体開発構想という一つの方向性をお示しいただきました。

私は、やはりこういうことの中にこういうものを、愛知県の中に弥富市はゼロメートル地帯というマイナスの地域として、地域のバスとしても名古屋から名古屋港をつないでくる中で、鉄道でもそうですけれども、名古屋から四日市まで引いてほしいなあとか、例えばバスについても、名古屋市が飛島の立地状況の中で企業促進で扱っているのを、やはり弥富市の中へも。そして、飛島、蟹江へ抜けていくバス、これも後半の中で、地域活性の教育・文化

等において、その活用ができるという中枢課題なんですね。ですから、今、私どもの市町には当てはまらないようではすけれども、1つは国への働きかけ、県への働きかけについて、私は市長に考え方をお伺いしたいということで、第3点目の質問をいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この地方中枢拠点都市圏という形の中では、先ほど議員がおっしゃったように、第30次の地方制度調査会という形の中で議論がされておるところでございますけれども、御承知のように、少子・高齢化、あるいは人口減少社会というような形のものが、その大きな背景にはあるわけです。1つの自治体では、いろんなことの住民サービスをやっていく上においては、いろんな形で限界が出てくるわけでございます。それが1つの、この調査会のできた背景といたしましては、あの東日本大震災という形の中で、基礎自治体がどのように他の自治体とかかわっていくとか、あるいは社会的な経済、あるいは地域社会という形の中で変化する状況の中において、大都市といかに連携をしていくかというようなことが問われておるわけでございます。

そういうような形の中で、平成の大合併というようなこともあったわけでございます。市町村合併も、私どもは平成18年、これもクリアさせていただきました。そしてまた、骨子の2つ目といたしましては、広域連携というようなことがあるわけでございます、市町村の広域連携。これもさまざまな事務組合という状況の中で、それぞれの自治体の単独ではなくて、海部地域の一部事務組合という形の中で、これも広域連携を図りながら行政コストの削減にも努めてきているわけでございます。

3点目の都道府県による補完ということにつきましては、これは私ども、名古屋圏という状況の中で、名古屋の大都市と一緒に何をしていたかなきゃならないかということでございます。河村市長はこの辺を大変御熱心にしていただいております、私ども弥富市も、その名古屋の広域の地域という形の中で仲間に入れていただいているところでございます。防災・減災についても一緒に考えていこう、あるいは観光ということについても一緒に考えていこう、あるいは地域の名産ということについてもそれぞれの特色を生かしていこうということで、観光事業であるとか、そういったことが少しずつ、蟹江町であるとか、あるいは津島市さんであるとか、いろんな観光事業についてもいろいろと連携をしてみえるわけでございます。

こういった形の中で、我々も本当は弥富の売りはどういうものがあるかということに対して、この広域圏の中でもう少しPRしていかないとかなきゃならないものが、本来はもっともっとつくっていかないとかなきゃならないだろうというふうには思っておりますけれども、少し残念な気もいたします。しかし、こういう広域圏の中で、それぞれの自治体の力をかりながら一緒になって地域サービスをしていく、住民サービスをしていくということがこれからの時代だとい

うことでございます。

そういった形の中で、この大都市圏の問題につきましては、まだまだスタートをしたばかりでございますので、時間がかかろうかなというふうに思っております。これかも積極的に参加しながら、行政サービスをしていきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 最後になりますけれども、今、市長からの考え方はお伺いしました。市の財政をいかに有効に使うかということは、財政は国からも県からももらう金もあるわけですが、国の施策を利用しながら、我がまちが発展できるように、市長の能力を十分生かしていただき、また要望していただくことを確認いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後、質問の予定のあります伊藤勝巳議員より参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いをいたします。

次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。通告に従いまして質問していきたいと思っております。

大きく分けて、3点の質問をさせていただきます。

まずは、通学路の安全確保についてであります。子供たちが安心・安全に登下校ができる通学路の安全確保をしなきゃいけないという思いで質問させていただきます。

まずは、本市の小・中学生の登下校時の事故の実態をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 早川議員の小・中学生の通学路での事故の実態についてお答えさせていただきます。

平成25年度の登下校中の交通事故は、中学校が9件で、小学校はございませんでした。26年度は8月末現在で、登下校中の交通事故はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 25年度が9件で、今年度はいまだに事故がないということでございますので、今年度、今後とも交通事故がないようにという思いを込めまして質問していきたいと思っております。

平成24年5月30日に、同年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が入突する事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検の取り組みを要請し、危険箇所・対策必要箇所の抽出をしておりますが、本市においてはどのような体制でしたのでしょうか。また、通学路全線が対象であったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 平成24年度の通学路緊急合同点検の危険箇所・対策箇所はどのような体制で抽出したのか、通学路全てが対象であったのかについてお答えさせていただきます。

今回の合同点検は、道路、通学路等でございますけど、こういったものに関係します海部建設事務所、蟹江警察署、小学校、市の土木課、学校教育課で行いました。今回の国が示した緊急合同点検等実施要領では、通学路は各小学校または教育委員会において指定しているものになっておりますので、小学校の通学路全てを対象といたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 通学路、小学校の通学路全てが対象であったということでございます。

以前にこれ、危険箇所の対策の抽出を行ったすぐ後に、ホームページで危険箇所と対策箇所が示されておりました。その時点で、点検学校数が7校、点検箇所数が51カ所、対策必要箇所数51カ所となっておりますが、対策は進んでおるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 対策箇所のうち、どれだけ対策がなされたかについて回答させていただきます。

25年度の対策箇所は19カ所、26年度の対策予定の箇所は48カ所、27年度以降の対策予定箇所は4カ所でございます。合計しますと71カ所でございますが、1カ所に教育委員会、道路管理者、警察などの複数の関係機関の対応が必要な場所がございますので、対策箇所数及び対策予定箇所の合計は51カ所よりも多くなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ちょっと数のことでわからないのが、対策箇所が多くなっているということで、25年度対策箇所が19カ所、26年度対策予定が48カ所、27年度以降対策予定4カ所となっておりますが、当初の51カ所を全て、27年度以降で対策しますよということいいんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） おっしゃいますとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。対策をきちんとやってもらえるということでございます。

今後とも、文部科学省、国交省及び警察庁が連携して、合同点検の定期的な実施など、通学路の安全確保に向けた継続的な取り組み等を推進しますと、24年度合同点検をやった後も、そのように言っておりますが、本市では引き続き24年度以降も緊急合同点検をやったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 引き続き平成24年度以降も通学路の緊急合同点検を行ったかについての回答をさせていただきます。

平成24年度通学路緊急合同点検は、先ほど議員も言われましたように、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した小学生の登校中の事故以降、登校時に交通事故が多発することを受けて、平成24年5月30日付の国、国交省、文科省、警察庁の3省の合同の依頼により行ったものですから、毎年行うものではございません。しかし、市内の小中学校では、毎年、通学路点検をPTAの方や先生で行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 緊急合同点検はやっていないけれども、各学校ごとに点検を行っているということでしょうか。

それで、24年度の緊急合同点検、この緊急合同点検というものは小学校を対象に点検をしておりますが、市内中学校の危険箇所等の吸い上げ等はやっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 24年度の緊急合同点検については、中学校は含まれていないが、中学校の通学路点検は行ったかについて回答させていただきます。

平成24年度の通学路緊急点検につきましては、先ほど議員も言われましたように、全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路ということで実施要領にありましたので、緊急点検は行っておりませんが、毎年、中学校では通学路の点検は行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 中学校でもやっておるとのことなんですが、当初、24年度に緊急合同点検をなさいよということで、文部科学省、国土交通省、警察庁が3省で示した資料でございますけれども、これには通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてということを示されていますよね。文部科学省とか国交省とかですね。

それをちょっと読んでいきたいと思いますが、これまで通学路における交通安全の確保に

については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には、文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取り組みに関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取り組みを継続して推進することが重要である。そこで、その取り組みを着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり、文部科学省、国土交通省、警察庁で取りまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととするとあって、まず1番で、推進体制の構築。

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取り組みを継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関催する協議会を設置する等推進体制を構築する。推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用するとあるが、本市においては推進体制の構築はされておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 推進体制の構築はなされているかについて回答させていただきます。

現在、まだ本市では、そういった推進体制は構築されておられませんものですから、平成27年度の構築に向けて検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 27年度構築に向けて検討しているところであるとありますが、当然この資料に、2番、通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針等、3番、公表等、基本方針の公表等というふうに書いてありますが、これに沿って検討していくということではないのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 基本的に国の示している内容で進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、この資料にもありますが、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援（防災・安全交付金）、地方公共団体が実施する国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保に資する事業に特化した防災・安全交付金により、通学路対策・無電柱化等について、ハード・ソフト両面から集中的な支援を実施する

とあります。このように平成25年度、この資料ですね、予算決定概要、平成25年1月、国土交通省で、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援として1兆460億円とありますが、本市においてはこれを活用したのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中支援（防災・安全交付金）は活用したかについて御答弁させていただきます。

防災・安全社会資本整備交付金につきましては、国の平成24年度補正予算から創設されたものでございます。通学路につきましては平成24年度に、先ほど申しました通学路緊急合同点検を行い、学校、道路管理者、公安委員会、それぞれにおいて対策を検討しました。市の検討結果に基づく対策としましては、道路管理者が考える対策となる外側線、道路の両側に引いてあります白の実線でございますけど、外側線の引き直しや、教育委員会が考える対策となる通学路の看板設置など日常計画的に行われる手入れ、軽度な修理となる内容となりました。国の財政支援として社会資本整備交付金の活用は考えられましたが、交付金の対象としての面的な対策、あんしん歩行エリアとか警察との連携（ゾーン30等）でございますが、そういったものや他の施策との連携、先ほど議員が言われました無電柱化などございますが、こういった整備計画であることが条件となり、市の対策は通常の維持管理の内容となるため交付金の対象外となり、防災・安全社会資本整備交付金の活用はできませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、通学路の実態ということで、路肩の狭い場所があるのではないかとということで、これは実際写真を撮ってきました。

ちょっと見にくいんですけども、これ道路幅が上下とも5.2メートルなんです。上は外側線の内々だったと思うんですが4.2メートルあって、ここは3.1メートルで、この路肩が結局1メートルずつあって、ここは本当に逆算すると、5.2引く4.2だと1メートルで、片方50センチずつしかないわけですね。どう見ても、僕いつも思うんですけど、小学生は田んぼに片足を突っ込んで帰らないかのじゃないのかというふうに思っています。片やこちらは、ここは小学生は通りませんが、高校生が通るんですけども、自転車も2台ぐらいでも通れるんじゃないかというような状況でございます。

車道外側線は、車両が通行するときに端に寄り過ぎると危ないから、この線の右側を通過してくださいねというような目安を示すことを目的とする区画線であります。通学路によっては、道幅いっぱい外側線が敷かれていて、路肩が狭い箇所があります。先ほども言いました。大きさに言いますと、外側線の外側を歩くのは無理ではないかと思うような非常に狭い箇所もあります。またこれもさきに触れましたが、反対に歩行者が3人ぐらい、自転車が2

台ぐらい並んで歩けるような広い箇所もあります。通学路で同じ道路幅なのに、路肩が狭いところ、広いところがありますが、通学路になっておる道路は安全のためにも広くしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 通学路で路肩が狭い道路があるが、安全確保のために広くできないかについての回答をさせていただきます。

これまでも市の所管の課で道路整備基準に基づき施行してきました。今後も必要な場所については施行していきたいと思いますが、道路拡幅に伴う用地買収が必要な場所など、時間がかかる場合もございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これからカラー舗装を進めていくのか、道路を拡幅しなければカラー舗装ができないのか、どうなんですかね。現状のまま拡幅しなくてもカラー舗装ができるような箇所というのはあると思うんですけども、拡幅しなければカラー舗装ができないのかというところ、そこら辺をもう少し詳しくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 路肩のカラー舗装をもっとふやすべきかということだと思いますが、路肩の拡幅と同様に、これまでも所管の課で必要な場所についてカラー舗装は施行しておりますが、舗装の状況が悪い場合や基本的に車道幅員が4メートル未満の場合などは、外側線が引けないなどの理由により施行に時間がかかる場所もございます。しかし、今後につきましても、通学路の安全対策につきまして施行箇所をふやしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 済みません、私が先ほど質問をちょっと間違えてしまいました。路肩の外側線が狭いところ広いところがあるかということで質問をして、市側から答弁をいただきました。カラー舗装のことをちょっと混同しまして、先走ってカラー舗装のことを言ってしまうのですが、言ってしまいましたのでね。カラー舗装も今後ふやしていくということでいいんですね。済みません、再度お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 所管の課の問題になります。予算の関係もございますけど、できる限りふやしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） カラー舗装も外側線のほうも検討していただければということですが、以上のことは道路管理者が行う安全で安心な通学路環境の整備、通学路の安

全確保であります、幾ら整備をしても通学マナーが悪ければ意味がありません。多くの生徒は通学マナー、交通ルールを守っておりますが、しかし時折、マナーの悪い生徒を見かけます。二、三列で道路の真ん中ぐらまで使っておる生徒、もっとひどいのは、道路いっばいに広がっているのも見かけます。小・中学生に交通安全教育はどのように行っておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 小・中学生の安全教育はどのように行っているかについてお答えさせていただきます。

蟹江警察署や交通指導員の方に講師を依頼しまして、自転車の乗り方、ヘルメットの大切さ、交通ルールやマナー等を講演していただいております。また、通学団ごとに担当の先生が危険な箇所の確認を行ったり、登下校時には指導も行うなど、学校ごとにいろんな形で交通安全教育に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ということは、学校側は最大限の指導は行っておるという解釈をしてもいいんでしょうかね。そうします。

学校側は、これ以上ないというぐらい指導しておるということで勝手に解釈させてもらいますと、じゃあどのように縦列して走っておる生徒を指導するのかといたら、学校ばかりに任せてはおけないと僕はそう思っておるんですね。僕なんかは心臓が強いほうだもんですから、生徒を見かけると、この子の親に怒られるんじゃないかなとか考えずに注意をします。

以前、相談があったのは、道いっばいに中学生が広がって登下校しておると。何とかしてくれと相談がありました。僕、その場で言ったんですよね。学校に言うのは簡単ですと。学校の先生が夕方に立っていれば、みんな1列に帰りますよと。毎日、学校の先生も現実に立っておられないもんですから、市側に言っても多分厳しいんじゃないのと言って、じゃあどうするんだと言ったもんですから、もう叱ってやってくださいと。僕らが小さいころ、小・中学生のころって、交通ルールだとか登下校のマナーをしっかりと遵守しないと、近所のおじさん、おばさんにこっぴどく叱られたものであります。学校の先生の教育の前に、例えば登下校中に道路、道いっばいに広がっておると、近所の人から叱られるからここは1列で行こうとかいうふうにしておったものであります。学校側も十分やってくれていると、市側も十分教育は行っておるということで、保護者の方にきちんと、うちの子に限ってじゃないんですよ。うちの子だからマナーを、ルールは当然守るためにもあるんですけども、ルールはときには遵守されないというときもありますので、児童・生徒をお持ちの保護者の皆様は、自分の子供たちがしっかりルールを守って登下校しておるのかをもう一度再度確認をさせていただきたいと思えます。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

次は、以前にもネットについて2度ほど質問させていただきました。有害情報の閲覧、ネットによるいじめ、ネット依存、家庭でのネット利用のルールづくり等を質問しました。市側のほうに、十分な啓発、注意喚起をしていただきたいということで質問して、学校等で指導したりとか、情報モラル教室というんですか、そういうものを開催していただいておりますが、子供のネットというのは日々新しい問題が本当にあらわれてくるんです。

これは産経新聞、8月27日ですね。「長時間スマホ、成績低く」というふうにあります。文部科学省が全国学力テストとともに行った児童・生徒アンケートで、これはちょっと省略しますがけれども、中3で携帯・スマホを持っていないのを除いて使用時間と成績を詳細に比較。中3で4時間以上使う生徒は10.8%で、数学への平均正答率は55.7%だったが、使用時間30分未満の15.9%の生徒の平均正答率は72.7%だった。小6でも平均時間が長い子、携帯・スマホを使う時間が長い子は正答率がちょっと悪いということで、ちょっとこれ見にくいですけれども、このように本当に顕著に数字としてあらわれています。

そしてもう1点、オンラインゲームで、これですね、親の知らないうちに子供がインターネットのショッピングサイトで、親のIDを使って高額の買い物をしたり、親のスマホを使って有料ゲームをダウンロードしたりして高額な請求書が来るとか、こういったものがありますので、再度お尋ねしますが、現在どのようなネットについて教育・指導をとっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） ネット利用について、どのような教育・指導を行っているかについてお答えさせていただきます。

小学校では道徳や総合の授業で、中学校でも技術・家庭や道徳の授業で、情報モラルについて学んでおります。また、先ほど議員も言われましたように、情報モラル教室でも、児童・生徒にインターネットの正しい使い方やネット依存症、インターネットに潜む危険性などを指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 指導はしていただけるということですが、例えばオンラインゲームだとか、成績が落ちるとか、そこら辺の最新の情報もちゃんと入手して指導しておるのでしょうかね。ちょっとそこをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 最新のと言われますと、ちょっと危ういところもございますけど、できる限り、関係機関からの情報等もございますので、学校等には伝えておりますので、学校では適切な指導をされておると思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。これも学校側は十分な対応をしておると言うんですが、回数の問題もあって、くどくどくどくどく何回も教えていかなきゃいけないと、私はそのように思っております。

生徒に教えても、生徒は認識しておっても、ちょっとここまで言っているのかあれなんですけれども、悪いとわかっておっても使用したりするんじゃないかなあと思っています。それがこういう数字としてあらわれておるんですよ。生徒たちも、長時間使用しちゃいけない、ネット依存になっちゃいけないということで、長時間使用してはいけないとわかっておっても、友達とラインをしたいとか、ゲームをもっとしたいとか、興味を持ったことでいろいろ調べ物をしたいということで、悪いと思っても使っておるのじゃないのかなと私は思っております。

そして、ここもさっきの通学路の話じゃないですけれども、子を産んだら親の責任ということで、ここも親にしっかり注意喚起等、啓発等を行っていただきたいと思っております。例えば、フィルタリングに関してもそうですけど、啓発経験のある保護者の利用率が多いというのがあります。また、最近はフィルタリングをする生徒が前年度に比べて減少してきたというのがありますので、フィルタリングをきちんとかけないと、きのうも番組でやりました。警察何とかという番組で、15歳かなんかがラインを使って援助交際をやっておるとか、そういうことが起きてはいけないので、再度質問しますが、保護者に対してはどのような注意喚起をとっておるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 保護者に対する注意喚起はどのように行っているかということでございます。

少しでも多くの保護者の方に参加していただくように、授業参観などの児童・生徒の行事にあわせて講演会や研修会を開催し、子供がネット社会の被害者にも加害者にもならないように、スマートフォンなどの安心・安全な使い方について考えていただく機会を設けております。随時ではございますが、国・県・警察からのリーフレットを配付して注意喚起も行っております。

また、教育委員会でも、簡易ではございますが、児童・生徒のスマートフォンの所持率の調査を行ったりして、教職員対象にサイバー犯罪防止研究会を開催しております。

今後につきましても、少しでも多くの保護者にネットに潜む危険性について考えていただけるよう、今後も講演会や研修会を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 今後も引き続きということであるんですけれども、多くの保護者に知

ってもらおうと思った場合に、多くの保護者が集まる場所でしっかりと啓発・周知していただきたいなと思いますので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思います。

じゃあ、ネットのことはこれで終わらせていただきます。

次は、三ツ又池のすぐ横の十四山総合福祉センター・デイキャンプ場が開設をして半年がたとうとしております。残念なことなのですが、私の事前の調査では、利用者は僕1人であったと伺っております。非常に残念なことでもあります。その際、一緒にやった同級生、後輩等が、あれっ、ここっていつからバーベキューができるようになったんだと。おまえ、実はここでやったらいかんのじゃないかと。いやいやいいんだ、ここは使っていいんだと、3日前に申し込んだぞというふうに言って、その場はバーベキューをさせていただきました。その後、そのバーベキューに参加していない同級生数人に会ったら、あそこはバーベキューができるようになったんだね。広報とかでPRしたの。何でもっと多くの人に知ってもらって利用してもらおうようにしないのと言われました。開設前・開設後にPRはしたのでしょうか。広報等を使ってPRをしておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますけれども、非常に申しわけございませんけれども、現段階では十四山の総合福祉センターに十四山総合福祉センター・デイキャンプ場の御利用案内といった、一応利用方法などを掲示したものとどまっております。議員御指摘のとおり、この施設を有効に活用するためには、市民の皆さんに知っていただくということが重要であることは認識しております。今後の方針ということまで含めてお話しさせていただきたいと思いますが、利用案内をほかの公共施設等に掲示するというのも1つの方法かと思えます。また、ホームページに掲載するなどを行ってまいりたいと思っております。

また、来年度におきましては、ここは本当に使っているのかという疑念もあるかと思えますので、新年度になりますけれども、本格的に使用していただけますように広報等に利用方法を周知するとともに、デイキャンプ場であるということを案内看板として設置していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ホームページと広報等で、来年度から考えておるといことですか。来年度から。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ホームページにつきましては、すぐにできるものがございますけれども、広報ですと、今の締め切りから考えますと11月号になってしまうということがあります。そういったことがございますので、新しくオンシーズンになる前の段

階で、そういった広報活動とか、それから看板の設置ということを、来年度に入っすぐぐらいの段階で行っていきなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 広報が間に合わない、ホームページはすぐということなんですけど、これからハイシーズンに入ってくるものですから、バーベキュー等ですね。ちょっと早目に周知できるものがあれば、周知していただきたいと思っております。

それで、広報・ホームページ以外に、実際にデイキャンプ場で福祉センター、三ツ又池のPRも兼ねてイベントを行ってはどうかと思っております。具体的に、きんちゃんとうバーベキューをしようとか、バーベキューコンテスト、そしてまた地産地消B-1グランプリ等、三ツ又池のPR、そして福祉センターのPR、市のPR、芝桜のPR、そこら辺も兼ねてデイキャンプ場をPRするというので、そういうイベントを行ってはどうかと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 非常に参考になる御意見かと思っております。ただ、芝桜まつりとか健康フェスティバルにつきましては、あの場所が御承知のとおり駐車場になるということがございます。そのときにPRするのが一番効果的だと思うんですけども、実際的にそのときに行くことは非常に難しいかなあというふうに思っております。今、多々アイデアをいただきましたので、そういったことも含めまして、今後、まず最初に、あの場所にそういう施設があるということの周知をするということが1番、それから利用者のマナーについても一応いろんな注意書きはさせていただいておりますけれども、こういった施設は非常にマナーに関して管理するのが難しいところもございます。そういったことの周知がある程度できた段階で、議員の御指摘のようなことも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長をします。

次に伊藤勝巳議員、お願いします。

○1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳です。通告に従い、質問させていただきます。

初めに、議長のお許しをいただき、参考資料を2部配付いたしましたので、御参考にしてください。

初めに、ふるさと納税について質問させていただきます。

現在、ふるさと納税を受け付けるのは、全国で1,788自治体あります。この制度は、名前に「納税」とついているものの実態は寄附であります。住居地以外の自治体に寄附すると、

その額の2,000円を超える部分が所得税と個人住民税が控除される仕組みでございます。すなわち寄附控除になっております。

寄附は上限があります。例として、専業主婦の妻と2人暮らしの場合は、金額控除の上限が、年収700万円の場合、3万円であります。3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。この寄附は、控除を受けるためには寄附した翌年度に確定申告を行うことが必要でございます。また、自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、どこの自治体に対する寄附も対象になります。

まず1番目に、弥富市にふるさと納税の寄附が今年度までにどのぐらいの件数と金額があったのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の寄附の件数と金額は、次のとおりになります。

平成20年度は2件で53万円でございます。平成21年度も2件で150万円でございます。平成22年度も2件で51万円でございます。平成23年度も2件で150万円でございます。平成24年度は4件で350万円でございます。平成25年度は1件で100万円でございます。平成26年度は8月31日までで、寄附はございません。

以上、平成20年度からの累計といたしましては、件数で13件、金額で854万円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 850万円という高額な寄附がされておると思いますが、2番目に、このふるさと納税がなぜ注目されているのかは、実施するほとんどの自治体が寄附に対する記念品を用意しているからでございます。野菜や米、果実、肉、海産物といった特産品が中心で、寄附額の3割から5割の価格の物品を贈る自治体が多いからでございます。ほとんどの自治体が、寄附金の下限を5,000円以上に設定しております。例えば小牧市では、寄附金額が1万円以上で、名古屋コーチンひきずりセット3,000円相当で、岐阜県笠松町では、寄附金が5,000円以上で、2,000円相当の飛騨牛入りの製品を出しております。

弥富市も、特産の金魚のPRも兼ねて、金魚組合と農協との提携をし、トマト、ナス、米等を、下限1万円として3,000円程度の品物を実施したらどうかと思います。もちろん、金額に応じて記念品は変える必要があると思います。私は、記念品を考えなくては各地からの応募はないと思いますので、ぜひ実施するべきことであると思います。弥富市としては、今後どのような方針で進まれるのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 2008年に始まったふるさと納税の利用者、金額は、ともに増加傾

向にございます。総務省によりますと、制度開始の2008年に約3万人、73億円であったのが、2011年には利用者の方で約25倍の74万人、金額では約9倍の650億円となっております。全国の932の自治体が寄附に対する記念品や特産品などの特典をつけております。このように、多くの自治体の特典をつけてPRしていることも承知しております。それと同時に、ふるさと納税をされた方は、住んでいる自治体において住民税等が控除されるわけでございます。そうしますと、住んでいる自治体においては、住民税が減少することにより、行政サービスについて他の人に負担をふやすとか質を落とすことになりかねません。

先日、新聞報道でも、ふるさと納税をする人がふえている。といっても、自分の生まれたふるさとに寄附するのではなく、お礼の品物目当てというケースが多く、注目を集めようと自治体がお礼に豪華な特産品をそろえるようになり、制度が本来の趣旨から外れた方向に進んでいるという指摘がございました。また、総務大臣も、ふるさと納税で寄附を受けた自治体が謝礼に贈る地元産品などの特典について、適度、適切な範囲にとどまることが重要と述べ、競争過熱を防ぐための対応を検討する考えを示しました。

そもそもふるさと納税ができたきっかけは、都会に出た若者が成長する際、地方が負担した教育や福祉の費用を還元してもらえないかという要望が出され、ふるさとを離れた人からのふるさとへ貢献したいという声とあわせ、ふるさと応援の制度がつくられることになったものです。

弥富市としては、3月議会で答弁させていただいたように、ふるさと納税は自分の生まれたふるさとや自分の好きなまちを応援したいという思いや願いを御寄附を活用して応えるのが本来あるべき姿と考えておりますので、特典をつけることで寄附をお願いするということは、ふるさと応援の趣旨にそぐわないものと考え、記念品や特産品などの特典をつけるということは現在のところ考えておりません。御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市側としては、今後のいろんなものをつけてのあれはやらないよということを申しておみえですが、やはり何かプラスがないと、これはないんじゃないかなと私は思うんですが、できるだけ検討していただきたいと思います。

次に、2番目に弥富市の道路について質問いたします。

弥富市には、高速道路（東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道）と、1号線、23号線、155号線があります。県道は、西尾張中央道ほか3路線あります。都市計画道路は、弥生通線、中央通線、白鳥線、それから平和通線、向陽通線、穂波通線、錦通線の7路線があります。そのほかに市道が1,880路線あります。弥富市市道と都市計画道路はどのような違いがありますか。弥富市の道路は都市計画道路を重点に施行しなくてはならないが、現状はどうなっ

ておりますか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

都市計画道路につきましては、都市の将来像を見据えて、円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、都市計画施設といたしまして、道路の種別、道路の幅員、道路区域、構造や車線数を都市計画法に基づきまして都市計画決定をしております。また、計画決定されました後には、道路計画区域内の建築行為に制限がかかります。

次に、一般的な市道につきましては、事業着手前に道路には法的な位置づけはなく、道路幅員や道路区域、線形等が決められておりません。また、事業の着手前においては、建築行為に制限はございません。

続きまして、先ほどの都市計画道路を重点的に施行しなければならないが、今の現状はどうかという御質問でございますが、都市計画道路区域内の土地につきましては、建築に制限をかけていることから、早期に着手しなければならないところでございますが、地区におきましては生活道路や主要区画道路の整備が優先される場合も多く、限られた予算の中で効果を出せる道路を選択いたしまして整備しているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ありがとうございます。

次に、弥富市の最も重要である都市計画決定がされている都市計画道路7路線の整備率はどうか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 都市計画決定されました7路線のうちの中央通線、白鳥線、弥生通線の3路線につきましては着手しておりません。

着手路線の整備率につきましては、延長ベースで報告させていただきたいと思っております。

平和通線につきましては約66%、向陽通線につきましては約75%、穂波通線につきましては約56%、錦通線につきましては約20%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） この道路は、国道1号線に面する道路の向陽通、それから穂波通線、これに対しての道路の今の現状がどん詰まりになっております。これを早く弥富市としてはつながないと、市の発展につながらないと思っております。ぜひ早急に考えていただきたいと思います。

3番目に、最初は48年に告示決定をされているが、40年以上経過して全然手がつけられていない路線は今後できるのかできないのか。できないのであれば都市計画路線を変更すべきであると思うが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の都市計画道路につきましては、当初は昭和48年の1月19日に都市計画決定がされております。未着手のまま、議員がおっしゃられましたように、41年が経過している路線もございます。議員御指摘のように、このような長期未着手路線につきましては全国的にも問題になっており、愛知県下でも市町村では都市計画道路の見直し指針に基づきまして見直しの路線の調査をしておるところでございます。

現在、弥富市におきましても、構造的に困難な路線や近くに代替機能を持った道路がないかなどの都市計画道路の見直し候補路線等の検討・調査に着手しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 石川部長からの答弁の中にありますが、できるだけこれは早くやらないと弥富市の発展はないと思います。

それから4番目に、平島地区に計画されている向陽通・穂波通線ですね。毎年、予算が計上されております。でも、地主さんに対して説明が行われているのか。特に向陽通線の地元の方では、全然何も聞いてない、話はないということをおられる方が結構見えるわけでございますが、毎年、地主さんに対しての説明及びお願いがされているのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 本年度におきましても道路事業費につきまして予算計上はさせていただいており、現在、平島地内の穂波通線におきまして、関係者3名の方に用地取得に向けた交渉をさせていただいておるところでございます。

なお、本年度につきましては、向陽通につきましては予算計上はしておりませんので、穂波通線に集中投資をすることによりまして事業効果の早期発現を目指しておりますので、御理解いただきたいと思いますが、今後も向陽通につきましても地主等に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 穂波通を優先的にということ御返答がありましたけれども、これは1号線につなぐ道路として重要な道路であります。できるだけ早く抜いていただくように進めていただきますようお願いを申し上げます。

私は、都市計画道路は弥富市が発展するためにどうしても必要な道路であると思います。弥富市の発展のために、市長を初め職員の皆さんに熱意を持って努力をお願いいたします。

3番目の質問に移ります。

新庁舎の建設についての現状と今後の計画について質問をさせていただきます。

新庁舎建設については、東南海地震の発生が叫ばれている現在、役所は震度6以上の地震では耐えられないとの担当者の説明があります。今年度は庁舎建設のために一般会計繰越明許費2億2,650万円の財源が繰り越されました。これは用地取得購入費等であります。新庁舎建設のために、ことしは何を行うのでしょうか。また、一般の住民から、庁舎はどうなった、ことしは何をするんだと尋ねられます。市は、新庁舎の建設の今の状況と今後の見込み計画を市民に説明する必要があると思いますがどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 東日本大震災は、地震災害の恐ろしさや被害の甚大さを改めて認識させるものでございました。特に役所、庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対応する防災拠点としての市役所の安全確保、また及び庁舎の倒壊から来庁されている市民、また職員の身体・生命を守るため、災害に強い市役所庁舎の整備は喫緊の課題でございます。

南海トラフの巨大地震の発生確率は、30年以内に70%と言われておりまして、発生したときは、市内は震度6強以上の強い揺れに襲われ、液状化や津波が起こる可能性があります。このため、地域に即した地震対策、津波対策など喫緊の課題が迫っており、一日も早く新庁舎を建設する必要がございます。

現在の市役所の本庁舎の耐震診断結果につきましては、3階の東西方向でI s値0.21、1階南北方向でI s値0.29となっております。I s値が0.3未満では、震度6強以上の大地震に対しては倒壊や崩壊する危険性が高いというふうにと言われております。市役所の建物につきましては、I s値0.9以上の耐震性が求められており、I s値0.3未満の現在の市役所本庁舎につきましては、改築、あるいは新築することが必要でございます。

新庁舎建設事業の現在の進捗状況について説明をさせていただきます。

現在の市役所本庁舎は昭和41年の建設でございまして、用途地域の関係で現在は不適格建築物となっております。したがって、建築基準法第48条の許可が必要であります。この許可につきましては、既に昨年12月27日、愛知県よりいただいております。

新庁舎の建設につきましては、隣地の土地を取得して行う計画でございまして、その土地の取得及び物件補償に当たっては、土地提供者が税上の特別控除や買いかえの特例ができるようにする必要がございます。そのためには愛知県の事業認定を受ける必要があります。この事業認定をいただいた後に、税務署と譲渡所得の特別控除等の協議を行い、用地取得及び物件補償契約を行うスケジュールでございます。

しかしながら、議会の議決をいただいた土地取得費の予算につきまして、昨年10月8日、名古屋地方裁判所民事部に、公金支出差しとめ請求の訴状が提出されております。訴訟の係争中につきましては、愛知県の事業認定の手続を行っていただけない状況になっておりまし

て、事業認定がいつ受けられるかどうかは、裁判の動向に左右されておりますことから、用地取得等における今後のスケジュールについては未定となっております。

なお、本年度は新庁舎の実施設計業務を継続して行っておりまして、9月中には建築確認申請を提出し、本年末には設計業務は完了するという予定になっております。あわせて、仮移転の設計業務につきましても、詳細設計を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 詳細にわたり、るる説明をいただきました。ありがとうございます。

2番目ですね、よく説明に出される地方交付税は、弥富市の財政状況を考えると、合併推進債のメリットがそんなにあると思えません。後期財政計画で、しきりに地方交付税がなくなると説明しているが、合併推進債も償還分を需要額に加えるので、地方交付税がもらえるとは思えません。ほかの方法も考えられると思いますが、何かお考えでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 庁舎建設につきましては合併推進債が——これは充当率90%でございますけれども——活用できる現在が市として最も財政負担が少なく、将来世代の負担も極力抑えることができる最適な時期であると考えております。

平成25年3月末現在で、財政調整基金と公共施設整備基金を合わせて24億ほどございますけれども、この財政調整基金と公共施設整備基金及び合併推進債並びに国の交付金、これは社会資本整備総合交付金になりますけれども、これを活用することで、今後長期間にわたり市民が利用し、市民生活を支える庁舎を現役世代、将来世代を通じて、できるだけ低負担で整備ができるように考えております。また、新庁舎建設事業が、そのほかの建設事業や市民サービスに影響を及ぼさないよう、財源計画を立てていきます。

新庁舎建設では、建設年度に合併推進債により借入れを行います。借入金は後年度において償還（返済）しなければなりませんけれども、合併推進債は元金と利子を合わせた償還額の40%が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。ただし、合併推進債は非常に有利な財源でございますけれども、確実に措置されるものではございません。本市の財政力指数が0.98という微妙なところにあることから、先のことを全て見通すことはできませんが、市役所庁舎はなくてはならないものでありますので、有利な財源を使い、返済には国に措置してもらえこの制度を活用することが市民の負担が少なく、この機を逃さないように行うことが極めて重要だと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいま説明を聞きますと、庁舎ができて上がるのがいつごろになるか

ちょっとわからない状況になったと思います。いつごろ完成を予定してみえるか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 庁舎の建設スケジュールについての御質問をいただきました。

先ほど副市長から答弁させていただきましたとおり、用地取得のめどが現在立っておりません。そんなことから、新庁舎の契約締結時期も今のところ立っておりませんので、現在は未定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 現在は未定ということで御返答をいただきました。

できるだけ市民のためにも、市のためにも、これは早く建設を進めるべきであると思いますが、今の状況では難しいかと思えます。できるだけ早くできるように努力をしていただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

庁舎建設問題につきましては、議員各位に大変な御協力をいただいておりますけれども、先ほど来、副市長、あるいは総務課長から答弁をしている状況でございます。この9月4日までに7回の口頭弁論が昨年の10月8日以来開催をされました。きのうもお話をさせていただきましたけれども、この口頭弁論の内容につきまして、議員の皆様方に御報告申し上げることも必要というふうに私としては考えておるところでございます。特別委員会も設置されている庁舎問題でございますので、できるだけ早くその期日を皆様方からいただきたいというふうに思っております。

なお、今回の口頭弁論は第8回目になりますけれども、11月の中旬というように伺っております。2カ月の1度のペースで、この口頭弁論が開催をされておるわけでございます。私どもといたしましては、可及的速やかに、第1審というか、いわゆる裁判所の判決をいただいて、この庁舎建設が速やかにできるように願っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 庁舎に関しては、今、市長のほうから御説明がありました。できるだけ早くできるように、努力をしていただきたいと思います。

それじゃあ、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会と

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 5 時 26 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 正 信

同 議員 大原 功